

留萌市過疎地域持続的発展市町村計画

【令和8年度～令和12年度】

北海道留萌市

目次

1	基本的な事項	
(1)	留萌市の概況	1
	ア. 自然的条件の概要	
	イ. 歴史的条件の概要	
	ウ. 社会的、経済的条件の概要	
	エ. 過疎の状況	
	オ. 社会経済的発展の方向の概要	
(2)	人口及び産業の推移と動向	2
	ア. 人口の推移と動向	
	イ. 産業の推移と動向	
(3)	行財政の状況	4
(4)	地域の持続的発展の基本方針	6
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	6
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	6
(7)	計画期間	6
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	7
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	8
	ア. 移住・定住	
	イ. 関係・交流人口、地域間交流	
	ウ. 人材育成	
(2)	その対策	8
	ア. 移住・定住	
	イ. 関係・交流人口、地域間交流	
	ウ. 人材育成	
(3)	計画	9
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	9
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	10
	ア. 農業	
	イ. 林業	
	ウ. 水産業	
	エ. 地場産業の振興	
	オ. 企業誘致	
	カ. 創業の促進	
	キ. 商業	
	ク. 観光又はレクリエーション	
	ケ. 港湾	

(2) その対策	14
ア. 農業	
イ. 林業	
ウ. 水産業	
エ. 地場産業の振興	
オ. 企業誘致	
カ. 創業の促進	
キ. 商業	
ク. 観光又はレクリエーション	
ケ. 港湾	
(3) 計画	17
(4) 産業振興促進事項	18
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	18
4 地域における情報化	
(1) 現況と問題点	19
ア. 地域情報化	
(2) その対策	19
ア. 地域情報化	
(3) 公共施設等総合管理計画等との整合	19
5 交通施設の整備、交通手段の確保	
(1) 現況と問題点	20
ア. 道路	
イ. 林道	
ウ. 地域公共交通	
(2) その対策	21
ア. 道路	
イ. 林道	
ウ. 地域公共交通	
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	23
6 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	24
ア. 上水道	
イ. 下水道	
ウ. 廃棄物処理	
エ. 消防・救急	
オ. 公園・緑地	
カ. 公営住宅	
キ. 野生鳥獣対策	

(2) その対策	26
ア. 上水道	
イ. 下水道	
ウ. 廃棄物処理	
エ. 消防・救急	
オ. 公園・緑地	
カ. 公営住宅	
キ. 野生鳥獣対策	
(3) 計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	29
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	30
ア. 子育て支援	
イ. 高齢者福祉	
ウ. 児童福祉	
エ. 障がい者福祉	
オ. 保健	
カ. 早期療育	
(2) その対策	32
ア. 子育て支援	
イ. 高齢者福祉	
ウ. 児童福祉	
エ. 障がい者福祉	
オ. 保健	
カ. 早期療育	
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
8 医療の確保	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
9 教育の振興	
(1) 現況と問題点	39
ア. 幼児教育	
イ. 義務教育	
ウ. 障がい児教育	
エ. 生涯学習	
オ. スポーツ振興	

カ. 学校給食	
(2) その対策	41
ア. 幼児教育	
イ. 義務教育	
ウ. 障がい児教育	
エ. 生涯学習	
オ. スポーツ振興	
カ. 学校給食	
(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	45
10 集落の整備	
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	46
(3) 計画	47
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	47
11 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	48
ア. 芸術・文化	
イ. 文化財	
(2) その対策	48
ア. 芸術・文化	
イ. 文化財	
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	49
12 再生可能エネルギーの利用の推進	
(1) 現況と問題点	50
(2) その対策	50
(3) 計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1) 現況と問題点	51
ア. 地域産業の活性化	
イ. 駅周辺地区の賑わい再生と都市機能集約	
ウ. 新たな地域戦略	
(2) その対策	51
ア. 地域産業の活性化	
イ. 駅周辺地区の賑わい再生と都市機能集約	
ウ. 新たな地域戦略	

(3) 計画	52
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	52

1 基本的な事項

(1) 留萌市の概況

ア. 自然的条件の概要

本市は、北海道西北部に位置する留萌振興局管内の中心都市である。総面積は、東西 23.6 km、南北 12.6 km の 297.81 km² であり、西側は日本海に面し、南側は増毛町、北側は小平町、東側は沼田町、北竜町に隣接し、ポロシリ山地を水源とする留萌川は、市内の北部を東西に流れ、日本海に注いでいる。

本市の中心部は、商店街によって形成され、南部には主に官公庁や学校、住宅地が広がっている。

また、道路網も国道 231 号、232 号、233 号など、札幌市や旭川市といった都市圏につながる幹線道路が整備され、交通拠点となっている。

地勢は、東西に走る留萌川を中心に、両翼には平原と丘陵が続き、北部と南部は、やや異なった形状となっている。

気候は、日本海側気候区に属しており、令和 6 年の平均気温は 8.9℃、最高気温は 33.4℃、最低気温は -14.6℃ となっている。年間降水量は 1,258 mm 程度、年間降雪量は 455 cm で、山間部では積雪が最大 200 cm を超える特別豪雪地帯でもある。

また、風速は年平均 5.1m/s と強く、特に冬期間の波浪は 5 m を超え、世界 3 大波濤の一つに数えられている。

イ. 歴史的条件の概要

本市は北海道の中でも古い歴史を有しており、慶長年間（1596—1614 年）に、松前藩によるアイヌの人たちと交易する場所として「ルルモツペ場所」が開設されたのが始まりといわれている。

明治維新後、エゾ地が北海道となり、ルルモツペは「留萌」に改められ、明治 10 年戸長役場が設置された。明治 41 年に町制が施行され、43 年には築港工事が始まるとともに、「留萌～深川間」に鉄道が開通し、産業、経済、交通などの進展を遂げた。

昭和 22 年に市制を施行して以来、留萌管内の中核を担う拠点都市として発展してきた。

ウ. 社会的、経済的条件の概要

産業は、水産加工業が基幹産業であり、総所得額では、サービス業、建設業、卸売・小売業・飲食業が大きなウエイトを占めている。

生産年齢人口の減少や経済不況などにより、産業を取り巻く環境は厳しい状況にあるが、北海道縦貫自動車道と直結する「深川～留萌間」の高規格幹線道路が、令和 2 年 3 月 28 日に全線開通したことにより、交通の利便性向上による所要時間の短縮、救急搬送の迅速化、重要港湾留萌港への物流効率化という多岐にわたる効果をもたらし、地域の活性化に大きく貢献している。

エ. 過疎の状況

本市の人口は、昭和 30 年から 40 年代にかけての高度成長期に急激な増加を見た後、減少に転じ、最も人口の多かった昭和 40 年国勢調査の 40,231 人から、昭和 50 年 36,882 人、昭和 60 年 35,542 人、平成 7 年 30,060 人、平成 17 年 26,826 人、平成 22 年 24,457 人、平成 27 年 22,221 人、令和 2 年 20,114 人へと減少し、現在も過疎化が進んでいる。

人口減少の主な要因は、昭和 45 年頃からの漁業の不振による漁業従事者の転出、また、昭和 50 年から昭和 60 年代にかけては、基幹産業である漁業・水産加工業の衰退や国鉄羽幌線廃止と国鉄民営化の人員整理による人口減少、さらには景気後退に起因した企業の撤退などによる雇用需要の減少に伴う若年層の流出や、平成に入り国の出先機関の統廃合や北海道の支庁制度の見直しなどにより人口減少が進んでいるものと考えられる。

また、高校卒業後の進学に伴う転出や都市部への就職に伴う転出も慢性的な人口減少の要因の一つになっている。令和に入っても人口減少に歯止めがかからず、若者を中心とする後継者不足、雇用の場の喪失、空き家の増加などの問題が出てきている。

オ. 社会経済的発展の方向の概要

本市では、地域固有の歴史や文化などを育んできた一方、若年層を中心とする人口流出や高齢化の進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足などによる地域社会の活力低下が見られる。

今後、地域社会の活力を高めるためには、住民の安心・安全な暮らしの確保を図るとともに、地域資源を活用した地元産業の振興や生活の都市化への対応、豊かな自然環境を生かした地域間交流の推進、経営基盤の強化や流通体制の整備、新産業の創出や企業誘致など、就業の安定と雇用の確保に取り組む必要がある。

また、魅力的な都市空間を創造するために、旧 J R 留萌駅跡地と J R 敷地を活用し、庁舎機能、防災機能、議会機能、コンベンション・ホール機能、市民交流機能、交通結節機能・情報発信機能を持つ、複合的な施設整備を進め、中心市街地の賑わい再生と商業の活性化を図るとともに、観光事業の推進についても、豊かな自然環境や景観資源を生かした観光・レクリエーション施設の整備を図り、新たに開業した「道の駅るもい」や「屋内交流・遊戯施設ちやいるも」を中心とした、交流人口の拡大、滞在型観光地としての拠点づくりを進める必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア. 人口の推移と動向

国勢調査で見ると、昭和 55 年の人口は 36,626 人（男 17,743 人／女 18,883 人）で、うち若年者層（15 才～29 才）は 20.2%（7,394 人）を占め、65 才以上の高齢者比率は 8.0%（2,947 人）であったが、令和 2 年の人口は 20,114 人で、昭和 55 年と比べると 16,512 人（45.1%）の減少となった。

この減少数を年齢階層別にみると、年少人口（0 才～14 才）では 7,293 人（81.0%）減、生産年齢人口（15 才～64 才）では 14,694 人（59.6%）減、そのうち若年者層（15 才～29 才）では 5,568 人（75.3%）の減少となったが、高齢者人口（65 才以上）では 4,478 人（152.0%）の増加となり、少子高齢化が著しく進んでいる。

今後もこうした傾向が続くことが予想されるため、人口減少を抑えるための施策の推進が急務である。

イ. 産業の推移と動向

国勢調査による産業別就業人口では、総人口の減少に伴い、昭和 55 年から令和 2 年までの間に、就業人口総数が 42.9%減少しており、特に第 1 次産業就業者のうち農業就業者は、若年層の他産業、他地域への流出が著しく、大幅な減少となっている。

また、第1次産業就業者の構成比については、昭和55年に6.4%であったが、令和2年には3.3%にまで低下している。

第2次産業就業者においても、構成比は昭和55年の24.4%に対し19.9%に低下している。

一方、第3次産業就業者は、昭和55年と比較すると就業者数は減少しているものの、構成比についてはサービス業や公務などの就業者増により59.2%から76.0%に上昇している。

表1-1(1) 人口の推移（国勢調査）

(単位：人、%)

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	36,626	32,429	△11.5	26,826	△17.3	22,221	△17.2	20,114	△9.5
0歳～14歳	9,004	6,286	△30.2	3,400	△45.9	2,290	△32.6	1,711	△25.3
15歳～64歳	24,675	22,313	△9.6	17,205	△22.9	12,391	△28.0	9,981	△19.4
うち15歳～29歳(a)	7,394	5,841	△21.0	3,834	△34.4	2,276	△40.6	1,826	△19.8
65歳以上(b)	2,947	3,810	29.3	6,221	63.3	7,513	20.8	7,425	△1.2
(a)／総数 若年者比率	20.2	18.0	—	14.3	—	10.2	—	9.1	—
(b)／総数 高齢者比率	8.0	11.7	—	23.2	—	33.8	—	36.9	—

表1-1(2) 人口の推移（住民基本台帳）

(単位：人、%)

区分	平成22年3月31日		平成27年3月31日			令和2年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	25,021	—	22,740	—	△9.1	20,452	—	△10.1
男	12,000	48.0	10,808	47.5	△9.9	9,780	47.8	△9.5
女	13,021	52.0	11,932	52.5	△8.4	10,672	52.2	△10.6

区分	令和6年3月31日			令和7年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数	18,405	—	△10.0	17,938	—	△2.5	
男	8,856	48.1	△9.4	8,664	48.3	△2.2	
女	9,549	51.9	△10.5	9,274	51.7	△2.9	
参考	男(うち外国人住民)	77	42.1	—	90	41.5	—
	女(うち外国人住民)	106	57.9	—	127	58.5	—

表1-1(3) 人口の見通し（国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計）

(単位：人、%)

区分	平成27年	令和2年		令和7年		令和12年		令和17年		令和22年		令和27年	
	実数	実数	増減率	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率	推計	増減率
総数	22,221	20,114	△9.5	17,642	△12.3	15,735	△10.8	13,877	△11.8	12,113	△12.7	10,449	△13.7
0歳～14歳	2,290	1,711	△25.3	1,273	△25.6	918	△27.9	733	△20.2	624	△14.9	538	△13.8
15歳～64歳	12,391	9,981	△19.4	9,018	△9.6	7,915	△12.2	6,770	△14.5	5,568	△17.8	4,539	△18.5
65歳以上	7,513	7,425	△1.2	7,351	△1.0	6,902	△6.1	6,374	△7.6	5,921	△7.1	5,372	△9.3

*少数点以下の端数処理を行っていないため、合計が一致しない場合がある。

表 1 - 1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

(単位:人、%)

区分	昭和 45 年	昭和 50 年		昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	17,230	16,595	△3.7	16,804	1.3	16,436	△2.2	15,655	△4.8	15,284	△2.4
第 1 次産業 就業人口比率	1,678 (9.7)	1,246 (7.5)	△25.7 —	1,078 (6.4)	△13.5 —	943 (5.7)	△12.5 —	763 (4.9)	△19.1 —	628 (4.1)	△17.7 —
第 2 次産業 就業人口比率	4,080 (23.7)	4,208 (25.4)	3.1 —	4,099 (24.4)	△2.6 —	4,075 (24.8)	△0.6 —	4,137 (26.4)	1.5 —	4,308 (28.2)	4.1 —
第 3 次産業 就業人口比率	11,469 (66.6)	11,104 (66.9)	△3.2 —	11,624 (69.2)	4.7 —	11,416 (69.5)	△1.8 —	10,743 (68.6)	△5.9 —	10,333 (67.7)	△3.8 —

区分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	14,515	△5.0	13,555	△6.6	11,532	△14.9	10,813	△6.2	9,601	△11.2
第 1 次産業 就業人口比率	503 (3.5)	△19.9 —	489 (3.6)	△2.8 —	395 (3.4)	△19.2 —	358 (3.3)	△9.4	315 (3.3)	△12.0 —
第 2 次産業 就業人口比率	4,153 (28.6)	△3.6 —	3,371 (24.9)	△18.8 —	2,508 (21.7)	△25.6 —	2,200 (20.3)	△12.3	1,896 (19.9)	△13.8 —
第 3 次産業 就業人口比率	9,848 (67.8)	△4.7 —	9,637 (71.1)	△2.1 —	8,533 (74.0)	△11.5 —	8,213 (76.0)	△3.8	7,344 (76.8)	△10.6 —

*各年とも分類不能分があるため、総数とは一致しない。

(3) 行財政の状況

本市は、過去より財政危機を乗り越えるため、財政健全化に取り組んできている。直近の取り組みとしては、平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、地方公共団体の財政状況を判断する健全化判断比率が導入されることとなり、当時、特別会計や企業会計の赤字が拡大し、なかでも病院事業会計においては、全国的な問題でもある医師不足、診療報酬のマイナス改定などの影響により多額の赤字を抱えていたことから、「連結実質赤字比率における^{※1}財政再生団体への転落の回避」と「地域医療の確保」のため、平成 21 年度に「新・財政健全化計画 (H21～H27)」を策定し、市税の税率引き上げや各種サービスの見直しなどの大きな市民負担と議員報酬や職員給与の削減、市債の発行抑制などに取り組み、平成 27 年度を以って「留萌市健全化計画」を無事に終了した。

平成 28 年度以降の財政運営は、これまでの財政危機を踏まえて、本市独自の財政規律を定めた「留萌市中期財政計画」を策定し、将来にわたり健全で持続可能な行財政基盤の構築に向け取り組んでいるところであり、現在、第 2 期「留萌市中期財政計画 (R3～R7)」の最終年度を迎えている。

第 3 期「留萌市中期財政計画 (R8～R12)」の策定にあたっては、物価高騰の影響やデジタル化の推進など、社会情勢の変化に伴い、様々な行政経費が増加する中、地域医療の確保や老朽化施設の更新・集約化などの懸案事項への対応も踏まえた上で財政規律を定め、引き続き安定的な財政運営に取り組むこととしている。

^{※1}財政再生団体 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の基準
4つの指標(健全化判断基準)のうちいずれかの一つでも基準を上回ると「早期健全化団体」若しくは「財政再生団体」となり、これまでの「財政再建団体」と同様に、国の管理による財政運営となります。
①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率

表 1 - 2(1) 留萌市の財政の状況

(単位：千円)

区分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	14,177,158	14,254,649	17,051,584
一般財源	9,041,000	8,522,993	8,981,650
国庫支出金	1,942,894	1,895,350	4,444,582
都道府県支出金	694,133	720,095	728,650
地方債	767,900	1,631,680	1,533,162
うち過疎対策事業債	148,400	624,100	1,122,800
その他	1,731,231	1,484,531	1,363,540
歳出総額 B	13,926,065	13,730,920	16,759,511
義務的経費	7,142,293	5,627,126	5,435,303
投資的経費	858,018	986,600	1,650,712
うち普通建設事業	856,012	986,600	1,628,767
その他	5,925,754	7,117,194	9,673,496
過疎対策事業費	1,162,147	2,569,722	1,530,485
歳入歳出差引額 C (A - B)	251,093	523,729	292,073
翌年度へ繰越すべき財源 D	28,547	166,014	2,171
実質収支 C - D	222,546	357,715	289,902
財政力指数	0.325	0.310	0.325
公債費負担比率	30.7	18.6	16.1
実質公債費比率	22.7	17.6	12.5
起債制限比率	14.4	8.4	6.9
経常収支比率	86.8	89.9	94.6
将来負担比率	180.8	96.2	56.3
地方債現在高	19,329,570	14,259,886	12,392,193

表 1 - 2(2) 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	32.6	11.2	19.5	27.9	30.1
舗装率 (%)	24.0	20.0	24.7	30.2	31.6
農道					
延長 (m)	20,698	20,698	21,628	21,628	21,628
耕地 1 ha あたり農道延長 (m)	16.6	19.3	24.2	25.7	20.4
林道					
延長 (m)	83,736	147,768	155,157	186,495	210,491
林野 1 ha あたり林道延長 (m)	3.4	6.0	6.3	7.6	7.9
水道普及率 (%)	97.4	98.3	98.6	98.8	98.9
水洗化率 (%)	—	—	76.6	84.8	89.0
人口千人あたり病院、診療所の病床数 (床)	19.8	21.0	18.5	25.0	27.9

(資料：耕地面積は平成 2 年度末までは農地台帳、平成 12 年度末以降は農林業センサス)

本市の主要公共施設の整備については、厳しい財政状況のもと、地域住民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、各種施設の整備に努めてきたところである。

市道の整備状況は、令和 2 年度末の道路改良率は 30.1%、舗装率は 31.6%と全道平均に比べて著しく低い水準となっている。市内の生活道路は、防塵処理舗装が多いため、緊急性を考慮しながら、引き続き恒久的な道路整備を計画的に進める必要がある。

また、公共下水道については平成 4 年度に供用を開始してから 30 年以上が経過している。今後は整備済施設の改築・更新や耐震性能の確保に一層努め、公共用水域の水質保全に引き続き取り組んでいかなければならない。

(4) 地域の持続的発展の基本方針

超少子高齢社会や生産年齢人口の減少、都市部への流出に歯止めをかけ、将来にわたって持続可能な地域社会を築いていくために、地域産業の振興や交流人口の拡大、子育て環境の充実など、地方創生への取り組みが急務となっている。

社会経済情勢の変化への対応や地方創生の取り組みとの整合性を図り、本市の50年後、100年後を見据えた次の10年間のまちづくりを進めていくため、すべての市民が夢や希望を持ちながら目指すまちの姿を共有し、その実現に向けた指針として、「第6次総合計画」を策定し、「安全・安心なまち」、「充実した教育と健康のまち」、「活力あるまち」、「コンパクトなまち」の4つの基本理念を掲げ、まちづくりを進めている。

本市は、依然として人口の流出に歯止めがかからず、高齢化の急速な進行と相まって、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など多くの課題を抱えており、デジタル化の推進など、自治体を取り巻く社会経済構造の大きな変革が求められる中、地域の特性を生かした新しい視点による産業の創出や起業の促進、働きやすい環境づくりを進め、域外からの新しい人の流れと、新しい交流によりまちの持続的発展に繋げていく必要がある。

また、幼児教育から高等学校教育までの連続性に配慮した教育環境の整備に努め、地域の教育力を積極的に取り入れた学校づくりによる「留萌ならではの」教育行政を推進することが重要であり、本市の宝である子どもたちの学力や体力の向上、安心して子育てができる環境づくり、学習環境の充実に取り組む必要がある。

さらには、都市化の進展による日常的な経済・生活圏域の広域化に対応し、持続的で多様な行政サービスを提供していくためには、周辺自治体と適切な相互補完と役割分担により、圏域としての一体性のあるまちづくりを進め、共通する広域的課題の解決に努めなければならない。

これらの課題解決に向けて、次の時代も持続的に発展するまちづくりに向け、市民一人ひとりが地域の絆を強め、日々の暮らしやまちの様々な課題の解決に向け、自分のできる役割を主体的に果たすことが鍵となり、協働のまちづくりを進め、次の世代にしっかりと留萌市を残していくため、「みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」の実現に向けて、市民との対話を重ねながら政策展開を図っていく。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

●人口に関する目標

項目	基準値	目標値	説明
人口	18,301人(令和6年)	16,198人(令和12年)	留萌市内の人口

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、年に1回、関係各課において実現するための各施策の進捗状況や課題などを検証し、議会に対しても共有を図る。

(7) 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5カ年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」において、公共施設等の管理については、「現有施設の保全・活用を徹底し、整備拡張型から現有施設活用型への転換を図るとともに、従来手法による施設整備での対応だけでなく、施設機能に着目した工夫ある管理・整備手法を導入し、分散したデータや統一化されていない基準を改め、一元的な情報集約や全体的で実効性のある仕組みの構築に取り組むこと。

また、必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮したうえで、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進すること。」としていることから、公共施設等の整備、更新等については、「留萌市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」に基づき進めていく。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア. 移住・定住

慢性的な人口減少の主要因である転出を抑制し、転入を促進するためには、市内での就業・起業支援や市内への進学促進の仕組み作り、市外在住者が安心して移住・定住できるための支援体制拡充と移住者のネットワーク構築が不可欠であり、更に効果的な施策展開としてターゲットを絞った取り組みが重要となる。

一方、平成 22 年度に地域おこし協力隊制度の活用を開始してから、これまでに 20 人を採用し、そのうち 7 人が定住しているが、定住率が低い状況。

地域プロジェクトマネージャーの配置・登用により、協力隊の活動支援を強化し、隊員が任期後も地域に根付くためのキャリア形成・起業を包括的にサポートするなど、定住率を向上させる取り組みを加速する必要がある。

イ. 関係・交流人口、地域間交流

留萌市が誇る食や自然を活かした景観、イベントなどの魅力を積極的に道内外へ発信し、交流人口の増加による地域経済への波及効果を図るとともに、合宿誘致や地域課題解決に向けた学生フィールドワークの受け入れやふるさと納税利用者への満足度向上に向けた取り組み等、地域に多様に関わる関係人口の創出・拡大を図る必要がある。

また、国際交流においては、姉妹都市や友好港湾都市との交流を継続しながら、市内企業の人材確保の観点から、外国人の定住に向けた共生社会づくりが不可欠となっているため、市民と外国人が共生し、互いに安心して暮らせる持続可能な社会の実現に向けた取り組みを行う必要がある。

ウ. 人材育成

首都圏への一極集中などによる人口減少が全国的に課題となっている中、本市においても、地域づくり活動や第 1 次産業を担う人材の不足が懸念されている。

(2) その対策

ア. 移住・定住

- ① ワンストップ相談窓口の情報力強化、都市部での移住イベント参加による PR、市内での就業・起業支援制度の構築により、移住・定住の促進を図る。
- ② 地域おこし協力隊の受け入れを通して、移住者を受け入れる態勢を整え、地域内での受け入れ人材の育成に取り組む。
- ③ 本市を選び、定住できるよう、地域おこし協力隊としての活動期間及び退任後も定住に向けた支援や起業支援を実施し、主体的な地域づくりを促進する。
- ④ スポーツの競技力強化や子どもたちのスポーツ振興を図りながら、市外からのスポーツを通じた移住・定住を促進するため、指導者人材の確保や、越境学生の受け入れを進めるための住環境づくりを進める。

イ. 関係・交流人口、地域間交流

- ① 観光、自然、文化、地場産品などの情報をパンフレット・映像・Web・SNSなどを活用し、他地域への情報発信に努める。

- ② 観光客をはじめ、留萌市を訪れる人たちを市民の誰もが温かく迎え入れるよう意識の向上を図るとともに、真心のこもったおもてなしができるようサービス関係者などとの連携を図る。
- ③ 東京・札幌で開催されるふるさと会への参加を通じて留萌市の情報や魅力を発信するとともに、道内外のイベントにおいて、特産品や観光等の視点からPR活動を実施し、首都圏での物産販路の拡大に向け、様々な事業に積極的に取り組み、まちの活性化を図る。また、ふるさと納税に関する取り組みを強化することで、市政運営の財源を確保するとともに、寄附者に留萌市に関心を持ってもらうことで、新たな関係人口の構築を図る。
- ④ スポーツ団体及び音楽団体の合宿誘致を促進するためにも、実施主体である市民団体への支援を継続するとともに、持続可能な運営手法の構築に取り組む。
- ⑤ 姉妹都市や友好港湾都市との交流を継続していきながら、留萌市国際交流協会を通じて、外国人材・住民との相互理解を促進し、地域社会の活性化を図る。

ウ. 人材育成

- ① 経済や第1次産業をはじめとする様々な分野において、地域おこし協力隊制度を積極的に活用しながら、人材の確保・育成に努める。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(2) 地域間交流			
		音楽合宿のまち「るもい」事業	留萌市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア. 農業

本市をはじめとする南留萌地域で生産される主食用米「ななつぼし」と「ゆめぴりか」は、全国食味分析鑑定コンクールや各種コンテストにおいて最高賞を受賞するなど、北海道内外においても、良食味性や高品質性が高く評価されている。

しかし、農業者の高齢化や担い手不足による農業者人口の減少が進行しており、近い将来において、農業・農村の持つ多面的機能を発揮するための地域活動や営農活動が困難になることが危惧されており、省力化に向けたスマート農業への取り組みを進める必要がある。

令和7年8月から運用を開始した小麦集出荷貯蔵施設は、留萌港における食料安全保障の拠点として、背後圏域で生産される小麦を安定的に船積み輸送するための施設であり、国内流通体制の確保と生産地からの長距離運送を低減することにより、国産小麦の生産拡大に寄与している。

農地の流動化や担い手への集約化も徐々に進められているところであるが、農地の基盤改良を必要とする箇所が多数を占める等の理由からも、受け手となるべき担い手不足による耕作放棄地の増大が懸念されている。

また、農地防災ダムにおいて、観測計器などの設備機器が老朽化していることから、早急な対処が必要である。

表2-1 農業経営状況

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家人口(人)	328	235	193	133
農業従事世帯員数(人)	253	186	148	125
耕地面積 (ha)	848	841	819	811
田	768	768	768	735
畑	73	73	51	76
樹園地	-	-	-	-

*少数点以下の端数処理を行っていないため、合計が一致しない場合がある。(資料：農林業センサス)

近年、道北地方では、エゾシカの生息数が増加傾向に伴い、野生鳥獣による農業被害が増加傾向にあり、中山間地域等直接支払交付金など国の補助金、あるいは農業者の自己資金で電気牧柵の設置による一時的な対策が進められている。

抜本的な解決のためには、エゾシカの個体調整が必要であるが、ハンターの高齢化や人材不足などが課題となっている。

イ. 林業

本市の総土地面積は約30,000haであるが、そのうち森林面積は約25,000haで、総土地面積の約83%を占めている。森林面積のうち民有林面積は、約8,400haで、道有林は約1,700ha(約20%)、市有林は約1,000ha(約12%)、私有林は約5,700ha(約68%)となっている。

民有林面積のうち、人工林面積は、約2,700haで、人工林率約40%となっており、中心樹種はカラマツ、トドマツ、アカエゾマツとなっている。年齢構成では8～12歳級の林分が人工林の大半を占めており、計画的な伐採・再生林の実施をする必要がある。

近年、境界未確定や所有者不明森林の増加、担い手不足等により森林整備の意欲の低下が顕著となっている。一方で、森林に対する市民の意識・価値観の多様化や環境問題に対する

意識が高揚する中で、森林浴など憩いや癒しの空間及び二酸化炭素の吸収源としての森林整備に対する理解は高まりつつあり、林齢に応じた適切な整備はもとより、環境や景観への配慮も必要とされていることから、森林施業等に必要な林道や森林作業道などの整備が必要である。

ウ. 水産業

本市の漁業は、エビを主体とする沖合漁業、カレイ・タコ・ナマコ・ウニ・アワビを主体とする沿岸漁業を中心とした漁業生産体制となっている。

また、漁業生産の基本的施設として、第Ⅰ種礼受漁港と第Ⅰ種三泊漁港の2港を有し、整備・拡充が図られ、また水産物の消費流通施設として留萌地方卸売市場の産地卸売市場が整備されている。

本市の漁業振興をさらに図るためには、資源の増大や管理のための栽培漁業の強力な展開、ICTやAIなど高度技術の導入による効率的漁業や養殖漁業への転換策、活魚出荷など高付加価値化に向けた新たな販売流通体制の構築など、漁業生産者の自助努力と産学官での連携を強化し、安定的な漁業担い手の確保とともに、持続可能な漁業生産体制を確立する必要がある。

表2-2 漁業経営状況

区分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
漁業者数(人)(正組合員数)	51	34	26	28
漁船隻数(隻)	107	80	45	46
漁獲量(t)	1,622	1,073	662	913
沖合漁業	1,083	777	342	447
沿岸漁業	539	296	320	466
水揚げ金額(千円)	853,250	569,186	450,256	401,876
沖合漁業	559,523	338,447	167,665	92,982
沿岸漁業	293,727	230,739	282,591	308,895

(資料：留萌市の水産業)

エ. 地場産業の振興

令和2年で、事業所数は17事業所、従業者数は695人、製造品出荷額は約87億1,300万円となっており、平成23年との対比で事業所数は39.3%減、従業者数は16.1%減、製造品出荷額は37.8%減となっている。

最近の5年間において、事業所数、製品出荷額、従業者数のいずれも、平成28年度数値からはすべて減少していることから、近年の産業構造の変化などに対応した振興策が課題となっている。

また、地場中小企業の経営基盤は脆弱であり、従業員の高齢化や後継者不足、技術革新や情報化の遅れなど、多くの問題を抱えている。

表 2-3 工業の状況

(製造品出荷額等単位：百万円)

区分		平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
事業所数	食料品	16	16	14	14	13	14	12	11	11	10
	家具・装備品	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	印刷関連	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1
	窯業・土石製品	4	3	3	3	3	2	2	0	0	1
	プラスチック製品	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1
	金属製品	2	1	1	1	2	1	1	1	1	2
	その他	2	1	1	1	1	0	0	0	0	1
総数	28	26	24	24	23	21	19	16	16	17	
従業者数 (人)	食料品	747	780	657	618	763	789	757	685	706	651
	家具・装備品	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	印刷関連	18	19	19	16	17	16	15	14	14	11
	窯業・土石製品	24	17	17	17	19	12	10	0	0	6
	プラスチック製品	17	34	35	31	9	8	8	8	17	9
	金属製品	8	4	4	4	8	4	4	4	4	10
	その他	10	6	5	5	5	0	0	0	0	4
総数	828	864	741	695	825	833	798	715	745	695	
製造品出荷 額等	食料品	12,357	13,216	11,689	11,279	9,994	10,831	10,040	8,436	8,130	8,131
	家具・装備品	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	印刷関連	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	窯業・土石製品	880	903	735	1,241	944	x	x	0	0	x
	プラスチック製品	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	金属製品	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	その他	x	x	x	x	x	0	0	0	0	x
総数	13,999	14,701	12,989	12,983	11,402	11,427	10,519	8,696	8,481	8,713	

※「x」は機密保持上、数字を伏せました。(資料：工業統計、経済センサス-活動調査(H23・28・R2))

オ. 企業誘致

企業誘致できる工場跡地・遊休地等の情報収集を行い、工場立地に対する優遇措置を実施しており、地域内での雇用の確保や経済活性化、また、留萌港の利活用促進のためにも本市への誘致が有効な業種の選定や誘致促進に繋がる支援施策を構築する必要がある。

カ. 創業の促進

起業を推進するためには、起業意識の醸成から起業後のフォローアップまで、段階に応じた総合的な支援を実施するとともに、起業者自身においても、様々なアイデアをもとにした自助努力による起業・創業に向けた創意工夫が必要である。

キ. 商業

本市の商業は、長引く景気低迷の中、過疎化や少子高齢化の進展、消費者ニーズの変化、郊外大型店の出店、車社会の進展による購買力の他地域への流出などにより、集客力の低下が続き、厳しい経営環境におかれている。

令和 2 年の経済センサス-活動調査によると、平成 19 年との比較では商店数が 115 店減(32.5%減)、従業員数は 901 人減(38.6%減)、年間販売額では約 324 億円(46.1%減)とそれぞれ減少しており、全ての数値において、減少率が 30%を超えていることから、既存の商店街の過疎化(空き店舗の増加)が危機的に進んでいる。

そのため、経営の近代化と体質改善を進め、商店街組織では新たなリーダーの育成や組織強化など積極的に取り組み、個々の商店の店舗構成、商品の品揃え、サービスの充実などの個性化を図るとともに、競争力を高めることが必要である。

表 2-4 商業の状況

(年間販売額単位：百万円)

区分		平成 19 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 2 年
卸売業	商店数	62	45	52	44
	従業者数	379	190	266	237
	年間販売額	38,076	23,823	24,031	10,345
小売業	商店数	292	195	200	195
	従業者数	1,954	1,221	1,233	1,195
	年間販売額	32,396	26,520	27,446	27,649
合計	商店数	354	240	252	239
	従業者数	2,333	1,411	1,499	1,432
	年間販売額	70,472	50,343	51,477	37,994

(資料：商業統計 (H19~26 年)、経済センサス-活動調査 (H28・R2))

ク. 観光又はレクリエーション

本市の観光は、市内を一望できる「千望台」、水にふれあう「黄金岬海浜公園」、海水浴場「ゴールデンビーチるもい」、風に見える丘「礼受牧場」などにより、観光客誘致に努めてきたところである。

しかし、日本海オロロンラインの中継点としての位置付けはあるが、通過地点に過ぎず、観光客の動向は、滞在型というより、海水浴客を中心とした夏型・日帰り客が主になっているのが現状であり、宿泊・体験メニューの充実を図り、地域全体で連携した戦略的なプロモーションと人材育成を進める必要がある。

表 2-5 観光客入り込み状況

(単位：人)

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
総数	258,200	245,300	191,700	200,500	297,100
うち日帰り	240,700	227,500	175,400	183,700	285,400
うち宿泊	17,500	17,800	16,300	16,800	11,700
うち海水浴	72,998	65,493	33,797	32,690	37,671

(資料：留萌市統計書)

ケ. 港湾

留萌港は、昭和 11 年に開港し、昭和 27 年には重要港湾に指定され、内陸で生産された石炭、木材の積出港として発展してきた。

現在は、北海道第 2 の都市である旭川市を中心とする上川、北空知地域の産業や生活を支える物流拠点としての役割を担っており、また、日本海を漁場とする沿岸漁業の基地でもある。

令和 7 年には留萌港南岸地区に新たに「小麦集出荷貯蔵施設」が完成し、背後圏である上川、北空知、留萌地域からの小麦集積を図り、国の食料安全保障に寄与するとともに、その安定供給と物流機能の改善による道北地域経済圏の活性化、取り組みの強化による港湾の利活用が期待される。

しかし、世界的な脱炭素の流れから、留萌港の主要取扱貨物の一つである石炭の取扱量が減少傾向にあるほか、石油製品の取扱量への影響も懸念される。

また、港湾施設の老朽化が進んでおり、留萌港の利活用推進とともに、老朽施設の維持整備に要する多大な負担が課題となっている。

市民や観光客が港や海に親しむための賑わいと潤いのある空間の形成や安全かつ健全な海洋性レクリエーション機能を付加した、港湾空間の整備が求められている中、令和2年度には「みなとオアシスるもい」が登録されるなど、みなとの魅力向上に繋がるものと期待される。

(2) その対策

ア. 農業

- ① 認定農業者の育成を図り、経営能力を持った農業経営者を育てる。
- ② 農業法人や地域農業支援組織の設立を支援し、農地集約と効率的作業体系の構築を促進する。
- ③ 農地中間管理事業及び農地保有合理化事業の積極的な活用による利用権の設定及び農作業受委託による規模拡大を推進する。
- ④ 北海道多面的機能支払事業の活用により、農業地域の保全管理を推進する。
- ⑤ 農地の基盤整備を推進し、生産性の高い農地整備を進める。
- ⑥ 「留萌市新規就農者支援対策事業実施要綱」に基づき、新たな担い手確保に向け、関係機関が一体となった指導、支援体制を確立する。
- ⑦ 省力化や生産コストの低減に向け、スマート農業の取り組みを推進する。
- ⑧ 農業と福祉との連携等により、乾燥加工をはじめ、地場農産物を活用した加工品の製造・販売を行い、農家所得の向上と新たな特産品開発を推進する。
- ⑨ 南るもい米をはじめとする地場農産物のPRや、農村景観を活かした都市と農村との交流を推進する。
- ⑩ 市内小学校児童の農業体験学習を支援し、農業に対する市民理解を深める。
- ⑪ 緊急時の防災機能を確保するため、農地防災ダムの適切な維持管理に努める。
- ⑫ 地域全体でのエゾシカ個体調整の推進を目指して、関係機関・近隣町村との連携・情報交換を促進する。
- ⑬ 船積み専用の安定流通・集出荷貯蔵施設を整備し、留萌港背後圏域にある道産小麦の安定供給体制を確保する。

イ. 林業

- ① 長期的な「留萌市森林整備計画」に基づく森林造成を推進する。
- ② 下刈り、間伐、枝打ち、上木処理などの保育事業を積極的に推進する。
- ③ 一般公道や農道、国や道が所管する林道と森林作業道との有機的連携がとれるよう効率的な路網の整備を行い、低コストで安定的な供給体制を確立する。
- ④ 留萌南部森林組合を担い手と位置付け、組合加入の促進、施業の共同化の推進及び受託の拡大を近隣町村と連携する。
- ⑤ 林業労働者の確保を図るため、各種労働条件の改善、福祉の向上、労働安全衛生対策の向上に努める。
- ⑥ 災害防備・水源かん養など国土基盤の形成や森林レクリエーションを提供する場としての森林整備など、市民ニーズに応じた森林整備を推進する。
- ⑦ 木材産業の流通ネットワークの形成を推進し、素材や製品を低廉かつ安定的に供給できる体制整備と業界の市場競争力の向上を図る。

- ⑧ トドマツ、アカエゾマツの人工林の間伐推進による小径木の有効利用を図るほか、間伐材など用途開発に努め、集出荷体制を構築するなど木材の利用普及と販路拡大を推進する。

ウ. 水産業

- ① 漁港の外郭・係留・上架・附帯施設などの整備、改良を促進し、漁港施設機能の充実に努める。
- ② 東海大学との産学官連携強化事業の実施により高度技術を導入し、海域の特性に応じた藻場の造成、種苗生産・中間育成放流など栽培漁業の取り組みを積極的に行い、「つくり育てる漁業」の推進に努める。
- ③ 公立はこだて未来大学との産学官連携強化事業の実施により情報通信技術を導入し、海域及び資源状況に応じた資源管理型漁業を積極的に行い、持続可能な資源の利活用に努める。
- ④ 「沿岸漁場整備開発計画」などに基づき、増養殖場の造成及び漁礁や築磯の設置による漁場の造成、改良を行うとともに、資源と漁場に見合った効率的な生産体制の確立に努める。
- ⑤ 協業化・共同化・設備の近代化を進めることにより、漁家の体質強化を図るとともに、後継者やリーダーの確保・育成に努める。
- ⑥ 魚価対策と付加価値向上のため産地直売など販売体制の開発及び地方卸売市場における活魚出荷など新たな販売流通体制強化を図る。
- ⑦ 海洋汚染を防止するため、廃船及び廃漁具など産業廃棄物の適正な処理を行い、海岸の美化運動を近隣町村と積極的に連携し、海洋環境美化に努める。
- ⑧ 養殖業の可能性を模索し、水揚げ、収入等が安定する漁業の展開に努める。
- ⑨ 新規漁業就業者の安定的な確保を図るため、技術習得や設備導入、初期における経営自立安定化など市の独自支援制度を活用し積極的に支援する。
- ⑩ 漁業資源増大策の種苗生産機能、産学官連携による試験研究機能、活魚出荷など高付加価値化と安定供給に向けた水産物の販売流通機能など栽培・研究・流通販売の一体的な拠点施設の整備・事業展開に努める。

エ. 地場産業の振興

- ① 「留萌市地元企業応援基本条例」に基づき、地場中小企業等の活性化を図るための環境づくりと、技術力・人材力・資金力の向上を推進する。
- ② 異業種交流や新規分野への参入などによる新技術の開発・導入及び人材育成を促進する。
- ③ 集団化・協業化による生産機能の集積を図り、工業の高度化・近代化を推進し、経済の国際化に対応する。
- ④ 「食」を核として農商工連携などの取り組みを推進し、観光産業などとのリンクなど地場産業の裾野を広げる施策の展開を図る。
- ⑤ 企業の自助努力の高揚を図るとともに、助成制度などの充実、各種情報提供体制の整備などの総合的な施策の展開を進める。

オ. 企業誘致

「留萌市企業進出応援条例」に基づき、進出企業のニーズをとらえた柔軟な対応が可能な支援メニューの構築や、企業と連携した共同試験研究の実施、企業立地セミナーや企業説明会などで情報収集を行いながら、新たな視点による企業誘致活動を研究し、幅広い企業誘致施策の展開に努める。

カ. 創業の促進

各種融資制度や助成制度の活用促進を図り、本市の持つ地域特性や優位性を利用した付加価値の高い職種や新たな技術の開発、製品づくりを関係機関と連携を強めながら積極的に推進する。

キ. 商業

- ① 「まちの特性」「商店街の特性」を生かした商業基盤整備を促進させ、市民生活改善の一翼を担うような商業環境づくりを推進する。
- ② 商工会議所、商店街振興組合連合会などとの連携を密にし、商業振興をはじめ、地域振興に係る各種事業の積極的な展開を図る。
- ③ 国・道の補助や融資制度の有効活用をはじめ、市の各種制度の一層の充実を図る。

ク. 観光又はレクリエーション

- ① 地域の特性を最大限に生かし、マリンレジャーに対応する既存施設の整備・向上を図りながら、行政、市民、民間団体と一体となり、四季を通じて観光客が楽しめる魅力や環境を向上し、観光の振興を推進する。
- ② 観光ソフト面の充実として、「おもてなしの心」が今後ますます重視され、地域の人間的交流への期待と意識が高まることから、観光ホスピタリティの向上を図る。
- ③ 道の駅るもいにおいて、留萌地域の特産品をはじめとした情報発信機能や施設への訪問頻度を強化するとともに、更なる来場者の増加と満足度の向上を図るため、アウトドア・アクティビティ拠点施設を整備し交流人口の拡大、民間投資の誘発を図る。
- ④ 国内の大手アウトドアブランド企業との連携により、留萌市を拠点としたアウトドア周遊ルートの構築や、アウトドア・アクティビティの開発、推進を展開する。

ケ. 港湾

- ① 外貿物流機能の強化、外郭施設の整備、航路泊地の浚渫、老朽施設の維持・整備、臨港交通体系等の整備を行う。
- ② みなとオアシスるもいの機能を活用した情報発信のほか、市民が憩い親しむことができる親水空間など、港の多面的活用の可能性を検討していく。
- ③ 旭川市を中心とした道北・北空知圏域と企業誘致などの政策連携により、より活発な物流の構築を図る。

関係行政、民間を含めたネットワーク化や客船クルーズ招聘など交流拠点としての港の利活用をはじめ、環日本海地域との幅広い分野での交流の促進と拠点づくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(1) 基盤整備				
		農業	農業競争力基盤強化特別対策事業	留萌市	
		林業	ふるさとの森育成事業補助金 森林所有者等による計画的な森林施 業、整備への補助。	民間	
			市有林整備事業	留萌市	
	(7) 商業	その他			
			地元企業応援補助金 留萌市地元企業応援基本条例に基づく 助成事業の支援メニューにより、地元 企業に対して助成を行う。	民間	
			中小企業特別融資保証料補給金 市内の中小企業が、融資を受ける際の 保証料を一部補給する。	民間	
			商店街振興組合連合会振興対策事業費補 助金 市内の中小企業が、融資を受ける際の 保証料を一部補給する。	民間	
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン				
		観光宣伝物作成負担金 観光情報発信のツール作成	民間		
		冬季スポーツ環境推進事業	留萌市		
	(10) 過疎地域持 続的発展特別 事業 第1次産業				
		新規就農者支援事業 新規就農者の初期投資軽減と経営安定 化を目的に助成を行い、誘致促進・定 着を図る。	留萌市		

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業				
		多面的機能支払交付事業 地域が一体となり農村地域が有する多面的機能を維持する取り組みへの支援。	留萌市		
		新規漁業就業者支援事業 新規漁業者の初期投資軽減と経営安定化を目的に助成を行い、誘致を促進する。	留萌市		
		水産振興センター事業 地区水産業振興のため、産学官連携や行政の専門職員による指導、資源増大事業、新たな養殖業への転換支援を行う体制を構築する。	留萌市		
	(11) その他				
		直轄港湾整備事業 背後圏の物流需要に対応した物流拠点港としての役割を果たすため、必要な港湾整備を実施する。	国		
		港湾施設改修事業	留萌市		
		船舶給水栓改修事業	留萌市		

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
留萌市全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「(2)その対策」及び「(3)計画」のとおり。

なお、上記事業にあたっては、必要に応じて、周辺市町村との広域連携や関係機関との連携を図りながら進めるものとする。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

観光・産業施設(61施設)に関して、利用実態や関係団体など関係者の意見を踏まえ、施設の配置・管理のあり方を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア. 地域情報化

本市からの情報発信の方法としては、広報誌や町内回覧のほか、YouTube やLINE、インスタグラム等のソーシャル・ネットワーキング・サービスを活用しているが、高齢者などデジタル媒体の活用が難しい方への配慮も必要である。

また、本市では、国が目標に掲げているキャッシュレス決済比率を目指し、留萌市内のキャッシュレス化に向けた実証実験を進めているところであるが、地域のデジタル化の推進にあっては、スマートフォンの普及拡大やスマートフォン操作に不慣れた市民への対応が必要である。

(2) その対策

ア. 地域情報化

① 高齢者や障がい者といったホームページ等の利用に何らかの制約がある方や利用に不慣れた方を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、ウェブアクセシビリティに対応したホームページへのリニューアル及び情報発信の強化を進める。

② キャッシュレス化をはじめとする地域のデジタル化を推進するとともに、市民向けのスマートフォン操作相談会を開催するなど、市民のスマートフォン普及拡大に努め、住民の情報格差を解消する。

(3) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア. 道路

本市の市道実延長 217.5km のうち簡易舗装を含む舗装済延長は 70.3 km で、市道延長のわずかに 32.3% に過ぎず、残りの約 147.2 km は郊外及び山間部の砂利道と市街地生活道路の防塵舗装となっている。

特に防塵舗装の基幹的生活道路では交通量による舗装の疲労や融雪期凍結融解による路盤の脆弱化・舗装表面のひび割れなどと相まって老朽化が著しく進んでおり、「第 5 次道路整備 5 カ年計画」(R 4～R 8) に基づき整備を進めているものの、財政事情により改修路線も限られるため、補修が必要な箇所は次から次へ増加していく状況にある。

通学路における交通安全の確保については、令和元年度に実施した緊急合同点検(教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者)に基づく対策の実施後においても、各地域において継続的な取り組みが重要であることから、推進体制の構築、基本方針の策定等に積極的に取り組むよう求められている。

既存社会資本ストックの活用が求められる中、本市が管理する橋梁は 61 橋あり、このうち建設後 50 年以上経過した橋梁は約 21% であり、20 年後には約 62% となる。

また、本市が管理するロードヒーティングは 3 路線に設置されているが、施設設置から 20 年以上が経過し老朽化による故障も頻発し維持管理費も増加している。

本市が管理する幹線道路に設置されている道路照明灯は 316 カ所あるが、点検・診断の結果、経年劣化による損傷を確認できることから、道路照明灯の更新が必要である。

一方、冬期交通路線については、幹線道路や生活道路及び通学路を基本として、市道の 69.3% を除雪しているが、現有車両の老朽化による性能低下や故障が増加している。安全な冬期間の道路交通を確保するため、効果的な除排雪を実施する必要がある。

イ. 林道

本市の林道及び林業作業道は、実延長 189km となっており、近年において保育施業や間伐等が必要な箇所から幹線となる道路まで間伐材等の搬出が可能な箇所に設置されているところである。

平成 30 年 12 月に開設した藤山地区から幌糠地区を通る森林管理道「藤山幌糠線」や、そこから通る林業専用道「藤山幌糠支線」が令和 7 年 1 月に開設したことにより、周辺森林の間伐等の施業を効率的に行うことが可能となった。

今後も、国や道が所管する林道及び森林作業道との有機的連携を図るとともに、効率的な路網の整備を行っていく必要がある。

ウ. 地域公共交通

本市の公共交通機関として、路面バスやタクシーに加え鉄道が運行していたが、沿線地域の人口減少やモーターレーゼーションの進展、高規格道路の延伸等の影響により、鉄道利用者が減少し、路線維持が困難となったことから、令和 4 年度末を以って J R 留萌本線(留萌・石狩沼田間)が廃線となった。

また、近年全国的に社会問題となっている運転手不足の深刻化や、人口減少等によるバス利用者の減少により、路面バスの減便等が進んでおり、バス路線の存続が危惧される状況となっていることから、高齢者や通勤・通学者をはじめ、市民生活にとって欠かせない移動手

段の維持と確保を図るため、令和6年度末に策定した「留萌市地域公共交通計画」に基づき、都市間交通の維持・確保や市内公共交通体系の再編、公共交通利用活性化施策の推進などに取り組みながら、持続可能な地域公共交通体系の再構築を実現する必要がある。

(2) その対策

ア. 道路

- ① 道路整備は、幹線道路の計画的な整備、損傷が著しく、維持管理コストが多大な路線を重点的に補修改築するとともに、前整備計画の持ち越し路線や新規老朽化路線など緊急度や優先度をもとに、次期道路整備5カ年計画（R9～R13）の策定において整備予定箇所を見直していく。
- ② 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取り組みを推進するため、関係機関と連携し「留萌市通学路安全プログラム」の策定を行い、通学路など歩行空間、自転車通行空間の安心・安全の確保に取り組む。
- ③ 既存橋梁の長寿命化対策について、今後、急速に増加する老朽化橋梁を計画的・効率的に保全し、可能な限りコストを縮減するため、「留萌市橋梁長寿命化修繕計画」（R5～R14）に基づき、定期点検による橋梁の状態の把握、予防保全型の維持修繕を行うことにより、橋梁の長寿命化とコストの縮減を図り、将来に渡り安心・安全な道路網を確保する。
- ④ 点検・診断結果に基づき、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるため、計画的に修繕・更新し、第三者被害の恐れのある事故を防止し、安全かつ円滑な道路交通の確保を図る。

イ. 林道

森林の適切な管理や木材の効率的な生産のために、林道や森林作業道などの路網整備を計画的に実施していく。また、未活用・低利用の路網を再活用することで、森林整備の効率化を図っていく。

ウ. 地域公共交通

- ① 「留萌市地域公共交通計画」に基づいた交通施策への取り組みを通じ、地域公共交通における課題の解消や住民の移動手段の確保、利便性の向上を図り、持続可能な地域公共交通体系の再構築を実現する。
- ② 持続可能な地域公共交通体系の再構築を実現するためには、市や交通事業者だけでなく、地域全体で取り組んでいくことが必要であることから、留萌市地域公共交通協議会において関係者と一体となって活発な議論を行っていく。

(3) 計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1) 市町村道 道路	地方道路等整備事業	留萌市		
		過疎対策道路整備事業	留萌市		
		道路ストック整備事業	留萌市		
		橋りょう	橋梁長寿命化事業	留萌市	
	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	生活路線バス輸送維持費補助金 地域公共交通としてのバス運行路線維持のため、関係町村と連携し、乗合バス事業者へ路線維持に係る補助金を交付する。	民間		
		生活路線バス購入費補助金 地域公共交通としてのバス運行路線維持のため、関係町村と連携し、乗合バス事業者へ車両購入費に係る補助金を交付する。	民間		
		J R 留萌線代替輸送事業 J R 留萌本線（留萌・石狩沼田間）の廃線に係り、地域住民の移動手段を確保するため代替交通を運行する。	留萌市 民間		
		高齢者市内バス無償化事業 高齢者の外出機会の創出やバス利用の促進、バス事業者への支援を行うため、高齢者が市内バス路線を利用する際の運賃の無償化を実施。	留萌市		
		交通施設維持	ロードヒーティング施設撤去事業 運転を停止しているロードヒーティング施設について、車両や歩行者に被害を与える可能性があるため、撤去する。	留萌市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

●個別施設計画

施設類型	計画等の名称	計画の方針等
道路、橋りょう、公園	<ul style="list-style-type: none">・第5次道路整備5カ年計画・橋梁長寿命化計画・公園施設長寿命化計画	各計画に基づき、定期的な調査を実施するとともに予防的修繕を実施し、利用者の安全性、快適性を確保する。

道路・橋りょう、公園等については、長寿命化計画に沿って維持管理を進めていき、修繕は施設の損傷状況や建設年数に応じて優先順位を定めて整備する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア. 上水道

本市の水道は、昭和3年に供用開始して以来、8度の事業変更認可により、令和6年度現在の給水人口普及率は99.3%となっている。

人口の減少に伴う使用水量の減少、また、昨今の物価高による維持管理費の増加の影響を受け、令和3年度に料金改定を実施している。今後も効率的な組織運営や適切な収納対策、経費の削減に努め、持続可能な経営を進めていく。

また、老朽化した施設の整備により、平常時の安定給水量の確保及び緊急時における給水補給体系の確立を図り、今後も安定した水道水の供給に努めていく必要がある。

表4-1 上水道事業の状況

(各年度末現在)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
行政区域内人口(A)	21,861	21,498	20,951	20,452	20,024
計画区域内人口(B)	21,809	21,450	20,905	20,406	19,985
給水人口(C)	21,577	21,216	20,677	20,180	19,768
普及率	B/A (%)	99.8	99.8	99.8	99.8
	C/A (%)	98.7	98.7	98.7	98.7
	C/B (%)	98.9	98.9	98.9	98.9

(資料：留萌市統計書)

イ. 下水道

本市の下水道は、衛生的で快適な生活環境の向上、公共用水域の水質保全を図るため、昭和51年2月の事業認可以来、10度の事業変更認可を行い、令和6年度末までに供用を開始した面積は551ha、処理人口は16,004人、普及率89.2%となっている。

今後は、継続して未普及地域の整備を行い普及率の向上を図りつつも、既存施設の改築・更新及び耐震化を実施し、持続可能な下水処理体制の保全に努めていく必要がある。

そのためには、「留萌市上下水道耐震化計画」及び「留萌市下水道ストックマネジメント計画」に基づいた計画的な事業実施が重要である。

浄化槽の整備は、平成13年度から「留萌市生活排水処理基本計画」により下水道認可区域を除いた区域において浄化槽設置整備事業として設置者に助成を行い、令和6年度末までに118基の整備を行っている。今後も、下水道認可区域を除いた区域において、十分に処理されない汚水の流出や悪臭発生を防ぐため、浄化槽の整備を引き続き行う必要がある。

表4-2 下水道事業の状況

(各年度末現在)

区分	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
行政区域内人口(人)	21,861	21,498	20,951	20,452	20,024
処理区域内人口(人)	18,489	18,191	17,715	17,217	17,076
水洗化人口(人)	16,425	16,278	15,908	15,478	15,193
普及率(%)	84.6	84.6	84.6	84.2	85.3
水洗化率(%)	88.8	89.5	89.8	89.9	89.0
処理区域面積(ha)	508	516	516	520	525
進捗率(認可面積628→H29 719ha) haH29~71)	80.9	71.8	71.8	72.3	73.1
施設利用率(%)	64.1	64.1	75.4	71.7	73.5

(資料：留萌市統計書)

ウ. 廃棄物処理

本市における廃棄物処理については、平成 25 年 4 月より 3 市町（留萌市、増毛町、小平町）による広域処理を開始し、ごみの分別についてもこれまでの 17 種類から 24 種類に拡大するなど、市民の大きな協力のもと効率・効果的に実施している。

廃棄物処理施設の建設には多額の費用を要することから、現在供用中の最終処分施設を少しでも長く使用するため、引き続き市民の適正な分別への協力や、新たなごみ処理方式の導入検討が必要である。

また、浸出水処理施設をはじめとする廃棄物処理に係る施設の老朽化が著しいことから、計画的に整備を進める必要がある。

エ. 消防・救急

本市の消防体制は、本市に本部を置き 1 市 1 町で構成する留萌消防組合を昭和 49 年に設置し運営を行っている。本市は、国内有数の強風地域で常に大火の危険性が潜在していることに加え、油槽所に代表される危険物を貯蔵・取り扱う危険物施設が多く存在することから危険物災害の発生が憂慮され、さらに過去における留萌川氾濫の経験や将来的に発生が懸念される地震等の自然災害など、複雑化・多様化・大規模化する災害から市民の生命・財産を守るため、国が示す消防力の整備指針を踏まえた消防体制の整備維持が望まれるところであり、現有の消防諸施設が設置から相当の年数を経過し、老朽化の様相を呈しつつあるものも見られることから、これら諸施設の更新整備を早急に進める必要がある。

また、消防設備においても、経年劣化や塩害によって老朽化が進んでいるものもあることから、設備更新が必要である。

オ. 公園・緑地

本市では、都市公園 40 カ所、その他公園緑地 8 カ所の計 48 カ所、87.7ha の公園・緑地が整備され、1 人あたり面積は 49.0 m²/人であるが、街区公園の標準規模である 0.25ha の半分以下の規模の公園が多く、公園・緑地の配置状況、規模、遊具などの施設についても検討を図る必要がある。

また、既存社会資本ストックの活用が求められる中、公園に設置されている既存遊具も老朽化が著しく、利用者に対する安全面への配慮から撤去せざるを得ない状況となっているとともに、遊具の安全性に対する関心の高まりから、きめ細かな日常点検による安全性の確保も求められている。

さらに、市民の協力や参加を拡大し、地域住民が使いやすく愛される公園づくりを目指し、「環境美化パートナー制度」を拡大し、協働による維持管理を進めることも必要である。

カ. 公営住宅

本市では、令和 6 年度末で公営住宅 845 戸、改良住宅 296 戸、合計で 1,141 戸を管理しているが、そのうち 162 戸は昭和 40 年代に建設された低層住宅であり、老朽化が著しく空き住戸も多いことから、建替えや用途廃止による住環境整備が必要である。

また、中高層住宅 37 棟 905 戸のうち、約 9 割が建設後 30 年以上を経過しており、外部改善や給排水管改善など、居住性向上を図った事業を計画的に進めているが、近年の急速な人口減少や高齢化に伴い、空き住戸も増加傾向にあることから、高齢者世帯や子育て世帯などが安心して暮らすことができる住環境整備が必要である。

キ. 野生鳥獣対策

エゾシカによる農業被害や交通事故が深刻化する一方で、近年、ヒグマの目撃情報が増加しており、人への危害が懸念されている。

また、アライグマによる農業被害が拡大し、市民生活への脅威が増大している。

水産面では、冬期から6月上旬にかけてトド・アザラシ・オットセイが市内沿岸に来遊し、刺網等漁具や漁獲物への直接被害のほか、操業の見合せなどによる間接被害等の被害も懸念され、市内漁業者においては死活問題となっている。

(2) その対策

ア. 上水道

- ① 老朽化した管路の更新及び給水不良地区の計画的な更新整備を行い、水道水の安全かつ安定した供給を図る。
- ② 老朽化した施設の抜本的な整備により、安定給水量の確保及び災害など緊急時における給水拠点としての水量補給体制の確立を図る。

イ. 下水道

- ① 衛生的で快適な都市環境基盤づくりとして、下水道未普及地域の解消を図る。
- ② 下水道未接続世帯に対し、啓発活動を行い水洗化率の向上を図る。
- ③ 計画的に改築・更新及び耐震化事業を行い、下水処理体制の保全を図る。
- ④ 浸水シミュレーションの結果を参考に、雨水管渠の整備を行う。
- ⑤ 下水道未接続世帯に対し、浄化槽設置費用の一部補助を行い、生活環境の保全を図る。

ウ. 廃棄物処理

- ① 施設整備に合わせて、容器包装リサイクル法等に対応したごみの分別見直しを行ったことから、適正なごみの排出について住民周知及び指導の徹底を図る。
- ② 浸出水処理施設をはじめとする廃棄物処理に係る施設の整備を計画的に行い、延命化を図る。

エ. 消防・救急

- ① 住民に対し防火防災意識の高揚を図る。
- ② 事業所及び危険物施設などによる災害の予防・保安対策の一層の推進に努める。
- ③ 地震や風水害などの自然災害に十分対応可能な消防体制の充実に努める。
- ④ 防災体制の維持を図るため、消防活動の拠点である消防通信指令室をはじめとする消防施設の維持補修に努める。
- ⑤ 複雑多様化する災害事象に対応する消防力の維持を図るため、消防水利施設及び消防車両の更新整備に努める。
- ⑥ あらゆる災害から住民の生命・財産を守るため老朽化が進んでいる設備の更新に努める。

オ. 公園・緑地

- ① 市民が憩い、集うことができる中心的な役割を担う「船場公園」の整備完了に伴い、交流人口の拡大と地域情報の発信基地として活用を図っていく。
- ② 既存公園施設の長寿命化対策については、これまでのように破損・破壊後に対策を行う「事後的管理」から、計画的に補修・修繕を行う「予防保全的管理」への転換を進めるた

め、「留萌市公園施設長寿命化計画」(R8～R17)に基づき、適切な維持管理を行うことで安全性の確保とライフサイクルコストの削減を図り、特に安全性の確保が重要視されている遊戯施設の修繕、改築を行う。

カ. 公営住宅

- ① 老朽化した低層住宅においては、点在入居者の他住宅への移転を進めると共に、用途廃止などによる団地集約を図る。
- ② 中高層住宅については、計画的な改善事業を実施すると共に、良質住宅ストックの適切な維持管理に努め、人口減少や高齢化などに合わせた持続可能な住環境づくりを進める。
- ③ 「留萌市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的かつ効率的な事業の実施を目指す。

キ. 野生鳥獣対策

- ① 陸生動物(エゾシカ等)については、地元猟友会への委託による銃器や箱罠等での捕獲を継続・強化を行い、海獣類(トド等)については漁業被害抑制のため最小限の駆除等を実施する。
- ② 狩猟免許取得促進や捕獲従事者育成研修の継続実施を通じて担い手の増加を図る。
- ③ 農産物への食害を防ぐ動物侵入防止柵等の設置拡大に加え、海獣類対策として強化網の導入や既存漁具の改良等を推進し、被害の軽減を図る。
- ④ 「留萌市鳥獣被害防止計画」に基づき、被害防止対策や捕獲等を実施する。

(3) 計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5 生活環境の 整備	(1) 水道施設 上水道				
		配水管網整備事業	留萌市		
		配水施設整備事業	留萌市		
		送水施設整備事業	留萌市		
	(2) 下水処理施設 公共下水道				
		公共下水道事業	留萌市		
		浄化槽設置整備事業費補助金	留萌市		
	(3) 廃棄物処理 施設 ごみ処理施設				
		浸出水処理施設LED改修事業	留萌市		
	(5) 消防施設				
		消防車両整備事業	留萌消防 組合		
		消防通信指令台整備事業	留萌消防 組合		
		消防団詰所補修事業	留萌消防 組合		
		災害対応特殊救急自動車整備事業	留萌消防 組合		
		消防救急デジタル無線整備事業	留萌消防 組合		
		高度救命処置用資器材整備事業	留萌消防 組合		
		消防庁舎空調設備整備事業	留萌消防 組合		
		災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車更新整備事業	留萌消防 組合		
	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 その他				
		市営住宅改善事業 定期的な住宅調査及び維持により、入居者の安全・安心な住環境を確保するため、施設設備の整備を行う。	留萌市		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 その他			
		公園施設・緑地施設等整備事業 公園・緑地施設（便益施設等）の経年 劣化による腐食箇所や老朽化した箇所 を補修し、安全な状態を確保する。	留萌市	
		西ビル補修等事業 施設管理団体に対して、留萌十字街西 ビルの修繕費等を負担する。	民間	
	(8) その他			
		公園施設長寿命化事業	留萌市	
		留萌南部衛生組合負担金（一般廃棄物処 理分）	留萌市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

●個別施設計画

施設類型	計画等の名称	計画の方針等
上水道、下水道	<ul style="list-style-type: none"> 留萌市水道ビジョン 留萌市水道事業経営戦略 留萌市水道事業アセットマネジメント計画 	上水道については、公営企業として給水人口の推移や企業需要等を適切に把握し、計画的な施設改修を行い、経費の縮減を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 留萌市下水道事業経営戦略 留萌市公共下水道ストックマネジメント計画 	下水道については、適切な維持管理に努め、長寿命化を図る。

安全で安心な水を安定的に供給するため、計画的な施設・設備の更新を行い、効率的な維持管理と予防保全により更新費用の平準化と施設の長寿命化を図る。

また、衛生的で快適な生活環境を維持するため、定期的に点検を行い健全度に応じて修繕を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア. 子育て支援

子育てをする親への相談・支援体制の充実を図り、多様なサービスの提供に努めるとともに、保健・医療・福祉・教育そして地域が連携した総合的な子育て支援策を進めていく必要がある。

また、日本の期間合計特殊出生率は平成 23 年をピークに出産年齢が高齢となっており、結婚年齢についても男女ともに晩婚化が進んでいることで、妊娠の確率が低下する現状があることから、特定不妊治療の取り組みを進めている。

現在、待機児童については発生しておらず、入所を希望する児童全員を受け入れることができているが、加配が必要な支援児のニーズが高まっていることもあり、保育士の確保について引き続き努めていく必要がある。

イ. 高齢者福祉

本市における総人口に占める 65 歳以上の高齢者人口比率は、平成 16 年度末が 22.4%、平成 21 年度末が 27.2%、平成 26 年度末が 32.7%、令和元年度末が 37.5%、令和 6 年度末では 39.7%に増加し、今後も少子化や若年層の流出、さらに団塊の世代が後期高齢化を迎えることから、ますます高齢化率の上昇が予測される。

また、核家族化の進展や扶養意識の変化など高齢者を取り巻く環境はより厳しさが増しており、高齢者だけの世帯や一人暮らしの高齢者の増加が著しくなっている。さらに、これに伴い、認知症高齢者の増加も予測されている。

こうした状況において、本市では「第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、真に必要な介護サービスの提供のため、保険給付の適正化に努めるとともに、高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたっていきいきと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持ち続けられるまちづくりを進めており、「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」「住まい」などのサービスが一体的に切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が求められている。

支援を必要としている人や多様なニーズを的確に把握し、必要なサービスの提供や関係機関・団体などによるネットワークの構築、さらに体制の強化に努める必要がある。

ウ. 児童福祉

近年、全国的に少子高齢化が急速に進行し、本市においては、令和 6 年の 15 歳未満の年少人口は 1,449 人で、平成 7 年の 5,000 人から見ると半分以下に減少している状況であり、全人口に占める割合も 8.0%で、全国平均の 11.1%より 3.1 ポイント低く、その対応が急務となっている。

また、核家族化の進展、女性の社会進出機会の増加、就業形態の多様化などによる家庭での養育環境の変化や地域の子育て機能の低下などに伴い、安心して子どもを産み育てることが難しい状況を作り出している中で、子育て環境の整備に対するニーズは、増大・多様化している。

このため、次代の社会を担う子どもたちが健やかに成長でき、本市で子どもを産み育ててよかったと実感できるまちづくりなど、子ども・子育て支援の環境整備を図る必要がある。

また、急速な少子化の進行が予想されるため、より効果的な子育て支援策の実現に向けて、一層の取り組み強化が必要である。

エ. 障がい者福祉

本市の障がい者数は、身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者が令和6年度末で960人、療育手帳の交付を受けている知的障がい者が令和6年度末で162人、道の調査による（精神障害者保健福祉手帳交付者を含む）精神障がい者は令和6年度末で938人となっている。3障がいのうち、精神障がい者は増加傾向にあることから、障がい者福祉サービスの利用者も増加していく可能性がある。

さらに、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行など、新たな課題への対応も求められる。

また、「障害者総合支援法」に基づき、障がい者自らが自立した生活を営むことができるよう、安心して暮らせる福祉サービスの提供や、障がい者が活動できる場、雇用の場の確保が必要である。

オ. 保健

市民が生涯を通じ健康で豊かな生活を過ごすために、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、健康意識の向上及び実践に結びつくことを目指し、今後もより一層事業内容の充実を図ることが必要である。

特に、人口の減少と高齢化が同時に進行する中で、食生活や運動習慣などを起因とする「生活習慣病」を有する人が増加しており、また、各種健（検）診の受診率が低いなど、働き盛りの年齢層が健康に対する関心が低いという状況にある。

このため、本市では平成20年3月に策定した「留萌市健康づくり計画」に基づき、市民の健康づくりの拠点である保健福祉センター「はーとふる」では、乳幼児から高齢者に至るまでの各年齢層における健康相談、栄養相談、健康教育を実施しており、また、乳幼児期における予防接種、少年期をはじめとする各年齢期の予防接種事業の拡充、成人保健としての各種がん検診や心の健康啓発事業など、きめ細かな保健事業を実施している。加えて、健康づくり交流センター「るもい健康の駅」では、自ら行う健康づくり、健康管理を支援するため、各種測定機器や軽運動機器の設置、生活習慣病予防あるいは介護予防のための運動支援、定期的な健康講話などを通じた健康啓発を実施、また、医学研究フィールドを構築し、研究を通じた住民の健康づくりに寄与している。

多様化する保健事業へのニーズに応えるためには、生活習慣の改善に向けての総合的な健康管理についての情報提供など、サービス基盤の充実や質の向上・確保が必要である。

カ. 早期療育

「留萌市子ども発達支援センター」は、障がいのある又はその疑いのある幼児児童生徒、その保護者を対象として障害児通所支援事業を行っている。

本センターは令和2年2月には北海道の指定事業所として認可され、また令和3年9月には北海道の市町村中核子ども発達支援センターの指定を受け、現在は児童発達支援、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の各事業の他、留萌市の認可による障害児相談支援、また、センター独自の放課後集団・個別活動の計5事業を担っている。

通所支援事業のサービス利用者は、令和3年度122人、令和4年度133人、令和5年度144人、令和6年度161人と、年々増加している。障がいが多様化し、また家庭における相談も多様化している今日、障がいのある子ども達がいきいきと暮らし、そして、その保護者が地

域で安心して子育てをすることができるよう、早期療育の充実を図る必要がある。

(2) その対策

ア. 子育て支援

- ① 乳児のいる家庭への情報の提供及びその保護者の心身の状況や養育環境を把握し、養育についての相談、助言その他必要な支援の検討を進める。また、介助に必要な児童の受け入れなどの基準を検討し、理解を深めるとともに、地域が一体となった対応を検討する。
- ② 生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、養育環境の把握や必要な情報提供により、子育ての負担感の軽減を図る。また、支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言を行い、適切な養育の実施を確保する。
- ③ 通常保育のほか、子育て世帯のニーズに対応した障がい児保育の実施など、保育環境の整備を行うことによって、保育サービスの充実を図る。
- ④ 子どもを産み育てやすい環境の整備と子どもたちの健やかな成長のため、中学生以下の入院・通院及び小学生の入院に係る子育て世帯の経済的負担軽減を図る。
- ⑤ 特定不妊治療に対し助成制度を整備し、不妊治療に対する経済的な負担を軽減し、少子化対策を行う。
- ⑥ 多子世帯が保育所を利用しやすい環境を整えるため、保育料を軽減し、多子世帯の経済的負担軽減を図ることによって、仕事と子育ての両立支援体制の充実を図る。
- ⑦ 出産により保育施設を退職した保育士の早期復帰の動機付けとなるよう、当該保育士の児童に係る保育料を免除することにより保育士を確保することで、待機児童の解消を図り、子育て世帯が安心して子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。

イ. 高齢者福祉

- ① 一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けることができるよう、見守り体制として、また、支援を必要としている人やニーズの速やかな把握などを目的としたネットワークの構築に向けて、地域団体、関係機関、行政などと連携協議により推進する。
- ② 各種高齢者福祉サービスの提供など生活支援を行うとともに、サービス内容が時代やニーズに適合しているかなど、関係機関・団体などとの連携強化により適時検証する。
- ③ 認知症を予防し、尊厳を保ちながら生活することができるよう、地域の誰もが認知症高齢者について正しい知識を持ち、地域で見守り支援されるよう、認知症高齢者のサポート体制づくりを推進する。
- ④ 健康の自己管理やいきがいを持った日常生活を送るという意識の醸成のため、介護予防事業の実施や地域における自主的活動推進役の人材養成を図る。
- ⑤ 適正な介護給付量の確保のため、「介護保険事業計画」の着実な推進を図る。

ウ. 児童福祉

- ① 子どもやその家庭に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目的として、令和2年3月に策定した「第2期留萌市子ども・子育て支援事業計画」を着実に実施し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。
- ② 子どもが心身ともに健やかに育つことのできる環境・体制づくりを推進していく。

エ. 障がい者福祉

- ① 障がい者が地域社会での自立を図るためには、障がい者の自立の精神を大切にしながら、地域の住民が日頃から障がい者を支えていくことが重要であることから、障がい者への理解を深めるため周知・啓発活動を推進していく。
- ② 多様な福祉ニーズに対応するために関係機関との連携を図りながら、障がい者へのサービスの情報提供や相談・支援体制の整備に努める。

オ. 保健

- ① 広報・町内会回覧などの活用と健康いきいきサポーターとの協働による、自ら取り組む健康づくりについての意識啓発や、年間の保健予防事業一覧の全戸配布、運動教室などの健康づくり事業の実施により、市民一人ひとりの実践へと結びつける。
- ② 地域に出向いての生活習慣の改善に向けたきめ細かな健康相談、栄養相談、健康教育の実施や、疾病の予防や早期発見に向けた各種健（検）診の受診勧奨あるいは受診者に対する事後指導など、保健サービスの充実を図る。
- ③ 予防接種事業や心の健康啓発事業をはじめとする各種保健事業の充実を図るとともに、医療機関など関係機関との連携を密にし、市民一人ひとりの総合的な健康管理体制の構築を目指す。
- ④ るもいコホートピア構想の拠点施設である「るもい健康の駅」においては、地域住民の協力を得て実施するコホート研究のほか、健康測定機器による健康状況の把握、医学的根拠を持った健康講話を通じた意識啓発、医師等による健康相談、ICTを活用した運動教室、介護予防事業を取り入れながら、地域住民の健康意識の高揚を図る。

カ. 早期療育

- ① 障がいのある（疑いを含む）幼児児童生徒やその保護者（家庭）が地域で安心して暮らしていけるよう、「子ども発達支援センター」における各事業の充実を図り、適切な支援及びサービス提供に努める。
- ② 関係各機関や事業所との連携を深め、また保育園・幼稚園、小中学校等との協力体制を構築し、一人の子ども（家庭）を地域で支えていく体制を構築する。
- ③ 障がいに対する理解を深めることを目的に、市民を対象とした啓発活動を推進する。また関係機関の職員に対する研修会等を行い、地域の人材育成に貢献する。
- ④ 上記活動を通して本市における早期療育を推進し、「留萌市障がい支援計画」の着実な実施に努める。

(3) 計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 児童福祉			
		乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業 乳児のいる全家庭を訪問し、育児に関する相談や情報提供などを行い、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う。養育支援が特に必要な家庭に対して、養育に関する指導、助言を行い、必要な支援を行う。	留萌市	
		保育士等加配補助事業 「保育士等加配」及び「障がい児専任保育士等加配」を行う民間の保育所及び幼稚園に対し、運営費の一部を補助することにより、円滑な施設運営と児童の健全育成を図る。	留萌市	
		子ども医療扶助費（拡大助成分） 子どもを産み育てやすい環境の整備と子どもたちの健やかな成長に資することを目的に、年度末で18歳以下の通院・入院に係る医療費の自己負担分を全額助成する。	留萌市	
		多子世帯保育料無償化補助金 仕事と子育ての両立支援及び多子世帯の経済的負担軽減を図るため、保育料の算定で第2子として取り扱う3歳児未満の児童の保育所保育料を無償化する。	留萌市	
		保育士確保対策事業 入学・就職準備金や保育料負担を免除・軽減する補助を行い、保育環境の充実を図る。	留萌市	
		家庭児童相談室運営事業 家庭における適正な児童養育その他家庭、児童福祉の向上を図るため、相談業務などを行う。	留萌市	
母子保健事業 母性及び乳幼児の健康の保持増進を図る。	留萌市			

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 高齢者・障害 者福祉	一般介護予防事業 高齢者が要支援・要介護状態にならないよう、様々な支援サービス・情報提供を通じて、介護予防の普及・啓発を行う。	留萌市	
		緊急通報システム事業 高齢者が安心して生活できるように、緊急通報装置及び火災警報器の貸出を行う。	留萌市	
		高齢者除雪サービス事業 一人暮らし等の高齢者に対し、生活通路及び緊急時の安全確保、自宅前の通路確保等の除雪を行う。	留萌市	
		身体障害者福祉事業 重度障害者に対し、ハイヤー運賃を助成する。	留萌市	
		障害者自立支援給付事業 居宅介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、施設入所支援、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、共同生活援助、計画相談支援	留萌市	
		障害者自立支援医療給付事業 更生医療、育成医療、療養介護医療	留萌市	
		障害者補装具費支給費 補装具購入費、修理費の支給	留萌市	
		障害者地域生活支援事業 手話通訳、移動支援、日常生活用具給付	留萌市	
		保健予防事業 結核予防及び法定伝染病等の予防接種並びにエキノкокクス症に係る対策経費	留萌市	
		健康増進事業 成人・高齢者の健康管理及び、がん検診等により、がんの早期発見・早期治療を図る。	留萌市	
	健康づくり			

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 健康づくり			
		心の健康啓発事業 自殺対策の強化を推進するために、自 殺予防の啓蒙啓発、市民に対して心の 健康についての理解を深めるための事 業展開を行う。	留萌市	
	その他	不妊治療費助成事業 少子化対策の一環として、不妊治療を 受けている者に対し、先進治療費の一 部を助成する。	留萌市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の医療施設は令和6年度末で病院が2施設、一般診療所が13施設、歯科診療所が8施設あり、医療従事者は医師が38人、歯科医師9人、看護師229人、准看護師48人となっている。

令和5年の標準化死亡比（SMR）で本市は、悪性新生物で123.7%。心疾患で112.9%。脳血管疾患で114.6%。肺炎で124.3%。腎不全で149.5%となっており、道内の市町村と比べやや上回っている。このことから、速やかな対応が求められる疾患が多い地域ということが分かる。

また、悪性新生物についても、住み慣れた地域で良質な医療の提供が求められている。今後の医療提供体制の整備にあたっては、地域住民の医療需要を踏まえながら、医師をはじめとする医療従事者を確保するとともに、医療機関の機能分担と業務の連携を図り、良質で切れ目のない医療を、効率的、継続的に提供できる体制を構築していく必要がある。

また、救急医療については、初期救急医療は留萌医師会が在宅当番医制により実施しているが、現在月1回の実施となっている。このため、二次救急医療機関である「留萌市立病院」が初期救急医療も担っている。この負担を軽減するためには、初期・二次救急医療機関の役割分担と連携体制の強化が必要である。

(2) その対策

① 地域に密着したプライマリ・ケアを担う医療機関の体制・機能の充実と、地域センター病院である市立病院がより高度で専門的な医療を提供できるよう、医療従事者の確保と定着、診療体制の整備・拡充を図るとともに、病病・病診の連携強化を促進する。

なお、プライマリ・ケアの充実に向けては、地域医療合同セミナー（医療関係の大学生）の受け入れや市立病院において総合医を目指す研修医への養成・指導が行われており、今後もこの研修プログラムの充実を図る。

② 地域医療機関の連携による休日診療体制の確立と、初期・二次救急医療機関の役割分担と連携体制の強化を図る。

③ 医薬分業の進展、在宅医療の推進あるいは看護技術の高度化などに対応するための、薬剤師、看護師などの医療従事者の継続的な知識・技術の向上や、地域の保健・福祉・医療を機能的に結びつけるため、関係機関相互の連携強化による、研修活動や情報交換体制づくりを推進する。

(3) 計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業 民間病院				
		看護師等修学資金貸付金 留萌市内の医療機関等に就職を希望する 学生に対し、修学資金を貸し付ける ことにより、医療従事者の充足を図る。	留萌市		
	(4) その他				
		医療用器械等整備事業	留萌市		
		病院付帯施設整備事業	留萌市		
		地域医療対策事業	留萌市		
		小児救急医療支援事業補助金	留萌市		
二次救急医療体制支援事業補助金	留萌市				

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア. 幼児教育

本市の幼児教育は、民間法人が経営する幼稚園型認定こども園2園と社会福祉法人が運営する保育園型認定こども園2園がその役割を果たしている。

核家族化、少子高齢化、地域との関係の希薄化が進行し、家庭が果たすべき教育機能の低下が問題となっており、幼児が集団生活を通じて望ましい習慣や態度を身につける場として、また、豊かな人間性を育てる基礎教育の場として、幼稚園の役割がますます重要になってきている。

家庭においても、基本的な生活習慣の形成や体力づくりなど、子どもが社会の一員として生きていく上での基本を身につけさせる大切な場所であることから、母親のみならず父親も積極的に育児への参加を促進する取り組みなど、幼児教育、さらには家庭教育の充実が重要な課題となっている。

イ. 義務教育

国際化・情報化・少子高齢化や経済構造の変化など、社会全体が大きく様変わりする中、本市においても、過疎化・少子化の進行による児童生徒数及び学級数の減少により、多くの小中学校が適正な学校規模の維持ができなくなるなど、教育環境が大きく変化する中において、中長期的な視点に立った望ましい学校のあり方について、それらに対応した様々な教育施策の推進が求められている。

このような中、これからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育てることが求められており、新たな教育のあり方を示した「改正教育基本法」に基づき、学習指導要領の改訂など、具体的な取り組みが進められている。

また、各学校や家庭では、いじめや不登校、その他の問題行動といった教育上の様々な課題に直面しており、大きな社会問題としても取り上げられているが、子どもたちの人間形成には、「生きる力」を育み個性と創造性豊かな成長を目指した教育環境の整備が必要である。

そのため、学校・家庭及び地域社会が、それぞれの教育の役割を果たし、相互が緊密に連携した、組織的な教育活動が求められている。

施設面においても、学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習や生活の場であり、また災害発生時においては児童生徒の安全確保や緊急避難場所として地域住民の命と安全を守る重要な役割を担っていることから、子どもたちが安心して学べる環境整備について計画的に整備充実に努める必要がある。

また、国が進める「GIGAスクール構想」は、令和6年度から第2期に移行し、第1期での成果や課題を基に、本構想の更なる発展が求められていることから、端末の更新やネットワーク基盤の強化を含めた、ICT教育の質の向上を図り、児童生徒が自発的にICTを活用できる仕組みを構築するなど、個別最適な学びと協働的な学びの更なる充実にに向けた取り組みを行う必要がある。

さらに、統合により閉校となった学校施設や、老朽化により居住が困難な教員住宅は倒壊の危険性が高いことから、地域の安心・安全な生活を確保するためにも、計画的な解体に努める必要がある。

加えて、通常学級に在籍する教育的支援が必要な児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、学習効果を高めるための学習支援や学校における日常生活の支援を行うた

めに、学習アシスタントを適切に配置し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制を実現していく必要がある。

ウ. 障がい児教育

本市における障がい児教育の現状は、令和7年度で小学校 20 学級 78 人、中学校 11 学級 38 人と増加傾向にあるが、それぞれの学校において障がいの程度、種類に応じて学級を設置し教育活動が行われている。

「特別支援教育」については、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援の一層の充実を図るため、専門機関との連携を強化するとともに、「留萌市特別支援教育連携協議会」の設置により、各小中学校からの要望に応じた適切な支援活動が求められている。

近年は、通常学級に在籍する児童生徒の中にも、軽度発達障害、いわゆるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動障害）、高機能自閉症などの疑いがある児童生徒数も相当数いるものと考えられており、これらについては、医療機関による正式な診断を受けていない場合も多く、各学校においても、その実態把握とともに、限られた教員数の中での指導体制づくりが大きな課題となっている。

そのため、重度の障がいのある児童生徒や、軽度発達障害の疑いがある児童生徒が在籍する学校や保護者から学習の取り組みや学校での日常生活に対して支援を行う特別支援教育支援員の配置の充実について強く要望されている。

また、就学に係る教育支援体制については、北海道小平高等養護学校や医療・福祉・保健などの関係機関と緊密な連携を図りながら、乳幼児期の早い段階での障がいや発達の遅れがある子どもの実態把握が求められている。

エ. 生涯学習

人が長い人生をいきいきと生きるため、従来の学校中心の教育に加え、あらゆる世代の、あらゆる生活の場における生涯にわたっての学習が重視されるようになってきている。この生涯にわたっての学習は、多くの人との協調を通して、思いやりを育み、他へも心の豊かさをもたらしていくことになる。

市民一人ひとりが、いつでも、どこでも、誰もが主体的に学び続けることのできる学習環境と学習機会を地域社会に準備することが求められており、こうした中、公民館では、市民が学びあい、教え合う学習活動の場を提供し、学び得た知識や人生の豊かな経験を地域や世代間交流の中で生かすための環境を充実させるとともに、市民のニーズに応えながら社会教育の振興を促進してきた。

市民が自己の充実を目指しながら、地域づくり、人づくりにも貢献できるような生涯学習社会を実現するためには、自由に芸術文化活動ができる環境と人生のあらゆる時期に自己に適した手段と方法で学習できるよう、多様な学習機会の提供、指導者の養成、学習情報の提供、関係施設の整備充実など、各分野にわたる生涯学習の推進に関する施策や事業を地域の状況を踏まえながら総合的に進めていく必要がある。

また、生涯学習の中心となるべき「留萌市文化センター」及び「中央公民館」については、建築後 40 年を経過しており、施設の老朽化が進んでいることから、施設の更新に向けた検討を進める必要がある。

オ. スポーツ振興

本市では、総合型地域スポーツクラブを中心に、幼児から高齢者までを対象とした各種教室、大会をNPO法人留萌スポーツ協会との協働により、積極的に開催している。

現在、市民に広く普及しているスポーツは、ウォーキング、パークゴルフ、軟式野球、ミニバレー、ソフトボール、卓球、バレーボール、ゲートボールなどで、ほぼ全年齢期にわたっている。

スポーツ活動の推進母体としては、NPO法人留萌スポーツ協会、留萌スポーツ少年団、女性のスポーツサークルが中核を担い、スポーツ活動を展開している。

スポーツ施設としては、「スポーツセンター」、「温水プールぷるも」、「浜中運動公園」、「神居岩総合公園」、「見晴公園」の諸施設を核とした既存施設があり、多くの市民に利用されている。

また、スポーツセンターを含む社会体育施設は、指定管理者制度を導入し、NPO法人留萌スポーツ協会が管理運営にあっているほか、他の体育施設についても、同法人への施設管理の委託などにより、効率的な管理運営に努めている。

しかし、老朽化したスポーツ施設も多いことから、これらの改修整備を進める必要がある。

カ. 学校給食

子どもたちへ将来にわたって安定した安全・安心な学校給食を提供するため、平成3年1月の供用開始から約35年以上経過した「留萌市学校給食センター」の施設等を民間事業者へ有償譲渡し、令和7年4月より、学校給食事業を民間委託したものである。

今後は、子どもたちにとって安全・安心な学校給食となるよう事業運営等をしっかりと検証していく必要がある。

(2) その対策

ア. 幼児教育

- ① 就園の奨励に努め、幼児教育の普及充実を図る。
- ② 子どもが健やかに成長し、かつ、親も子育てを通じて成長できるよう育児などに関する学習機会の拡大を図るなど、子育て支援センターなど保健・福祉分野との連携を図り、家庭教育の推進に努める。

イ. 義務教育

- ① 児童生徒が安心して学べる教育環境を整備するため、学校施設の整備（新築、改築、耐震化改修、大規模改修など）については、「留萌市立小中学校適正配置計画」にあわせながら、緊急度・優先度の高い建物から計画的に取り組む。
- ② 質の高い学校教育を目指し、「生きる力」を基底に据えた新学習指導要領の趣旨に基づいた確かな学力の向上を目指す教育の推進が図られるよう、教材・教具の計画的整備を促進する。
- ③ 生命尊重や思いやり、規範意識など、心の教育・道徳教育の指導充実を図るとともに、いじめ・不登校などの児童生徒の問題行動を把握し、心のふれあいを大切にした教育活動を推進する。
- ④ キャリア教育、ボランティア教育を推進する。
- ⑤ 指導力の向上のため、チームティーチング・グループ指導などにより改善を図るとともに

に、各教科の授業において、個に応じた指導を効果的に行う。

- ⑥ 情報教育のより一層の推進を図るため、「GIGAスクール構想」の下で整備された、1人1台端末や高速無線LAN環境などを活用するため、ICT教育の推進に必要な情報機器や通信環境の維持管理や整備に努め、それらを有効に活用しながら、子どもたちの情報活用能力を高めるとともに、情報手段の適切な活用と情報モラル、ルールやマナーの指導徹底を図る。
- ⑦ 国際化の進展にあわせ、国際社会において信頼される日本人を育成するため、コミュニケーション能力の育成や国際理解の基礎を培うことのできるよう、小学校においても英語指導助手や英語に堪能な外部人材などを活用し、実践的コミュニケーション能力の育成に努める。
- ⑧ 閉校となった学校施設や老朽化が著しい教員住宅については、地域の景観保全や安心・安全な生活環境を確保するため、緊急度・優先度の高い建物から計画的に解体していく。
- ⑨ 解体後の跡地については公有財産として全庁的に活用を検討し、地域の活性化に繋げていく。
- ⑩ 通常学級に在籍する教育的支援が必要な児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒に対して、学習効果を高めるための学習支援や学校における日常生活の支援を行うために、学習アシスタントの配置を拡充し、教育環境の充実を図る。

ウ. 障がい児教育

- ① 障がいのある児童生徒一人ひとりについての個別の教育支援計画を策定・実施し、適切な教育を進める。
- ② 重度の障がいのある児童生徒（食事、排泄、教室の移動補助など、学校における日常生活動作の介助が必要となっている児童生徒）のうち、市内特別支援学級に在籍する児童生徒については、個々の児童生徒の障がいの状態や発達段階及び保護者の意向を十分に勘案しながら、介助員の配置について取り組む。
- ③ LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動障害）、高機能自閉症などの児童生徒への教育支援を行う体制の整備を進める。
- ④ 養護学校、福祉、医療や労働などとも連携し、障がいのある子どもとその保護者などに対する乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談・支援体制整備の充実を図る。

エ. 生涯学習

- ① 幼児期・青少年期・成人期・高齢期という各ライフステージに必要となる学習機会の充実を図る。
- ② 文化・芸術・スポーツ・生活環境など、様々な目的で行われる学習機会の提供と充実を図る。
- ③ 学校教育施設、社会教育施設、文化・スポーツ施設など生涯学習関連施設の整備・充実を図る。
- ④ 生涯学習をより効果的に展開できるよう人材の養成・確保に努め、人材を身近に活用できるシステムづくりを推進する。
- ⑤ 学習活動への動機づけを促進するために、積極的に啓発を行いながら、学習情報の提供に努め、また、相談できるシステムを整える。
- ⑥ 生涯学習と芸術文化活動の拠点施設として役割を果たしている「中央公民館」や「文化

センター」の老朽化に伴い、官民で構成される公共施設整備検討会議において、建替も含めた検討協議を進めながら、当面、計画的な改修により市民の学習ニーズと主体的な芸術文化活動に応える環境整備を図る。

⑦ 指定管理者との協働により積極的な各種事業の開催を進めていく。

オ. スポーツ振興

① 市民の体力づくり、健康づくりを促進するために、市民皆スポーツを目指し、市民が主体となって運営、参加する総合型スポーツクラブの充実を図る。

② スポーツ施設の効率的な管理運営を促進するために、指定管理者との連携を図る。

③ スポーツ施設の老朽化に伴い、官民で構成される公共施設整備検討会議において、建替への必要性も含めた検討協議を進める。

④ 老朽化したスポーツ施設の整備・充実を図る。

カ. 学校給食

① 地元食材の活用などにより、学校給食を通じた継続性のある計画的な指導を行う。

② 子どもたちが食に関する正しい理解や望ましい食習慣など、市が雇用する栄養教諭が中心となり、食への知識や関心が高まるよう取り組む。

(3) 計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	学校省エネ改修事業	留萌市		
		港南中学校整備事業	留萌市		
		屋内運動場	屋内運動場非構造物耐震化事業	留萌市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	中央公民館等管理事業			
			留萌市		
		体育施設	冬季ロッジ等管理事業	留萌市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育				
		G I G Aスクール支援委託料 市内小中学校に整備された児童生徒1人1台端末を有効活用するため、端末の利用サポートや、教員への操作習得講習や授業での後方支援、活用可能な教材の紹介や、問合せ対応など、学校授業での円滑な実施を支援する。	留萌市		
		教職員住宅解体事業 老朽化している教員住宅を計画的に解体し、地域の安心・安全の確保を図るとともに、解体後の跡地を有効活用し、地域の活性化に繋げる。	留萌市		
		旧学校施設解体事業 閉校後老朽化している学校施設を計画的に解体し、地域の安心・安全の確保を図るとともに、解体後の跡地を有効活用し、地域の活性化に繋げる。	留萌市		
		学習アシスタント配置事業 教育的支援が必要な通常学級の児童生徒及び特別支援学級の児童生徒が在籍する学校に学習支援員を配置し、学習効果を高めるための学習支援や学校における日常生活の支援を行う。	留萌市		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 義務教育			
		屋外運動場整備事業 学校遊具は、子どもの身体能力の向上 や集団行動によるコミュニケーション 脳力、社会性の育成として重要な役割 を果たすことから、老朽化した遊具を 撤去し、授業に必要な遊具を整備する。	留萌市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

●個別施設管理計画

施設類型	計画等の名称	計画の方針等
学校	<ul style="list-style-type: none"> ・留萌市立小中学校適正配置計画 ・学校施設整備・利活用及び教員住宅整備に関するビジョン ・留萌市社会教育施設維持管理計画 	老朽化が著しく利活用が見込めない学校施設については、管理コストの軽減や地域の安全性の確保に向け、早期に解体さらには土地売却等も検討していく。

良好な教育環境を確保するため、関係者の理解と協力を得ながら学校の適正な配置・管理を行う。

また、教職員住宅については、住宅の老朽度合いに応じ今後も維持する住宅と廃止する住宅を区分し、区分に基づいて計画的な改修や解体を進める。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

本市は、重要港湾である港を中心に市街が発展しており、南の高台は官公庁や学校、住宅街が連なり、東の平地は学校、公園、住宅街が並び、商店街は市街の中心にあり、市の大半の人口が密集する基幹的な集落が存在する。一方、沿岸には漁村集落である礼受町・三泊町、内陸部には農村集落である大和田・藤山・幌糠・峠下といった小規模集落が存在する。

基幹的な集落については、高齢化や核家族化が進み、人口分布の分散化による空洞化が進行し、都市の利便性や機能性が低下している。小規模集落については、人口流出、高齢化、産業の担い手不足など多くの課題を抱えており、将来的に機能の維持が困難となることも予想される。

また、公共事業の減少により、建設業界を取り囲む環境が変化しているなか、リーマンショック以降において企業倒産が相次ぎ、地域経済の疲弊が顕著となっている状況であることから、建築業界の底上げと公共事業の縮減を埋め、関連事業の経済連携とあわせて住環境の整備、雇用の確保、資金の循環を活発化する必要がある。核家族化が急速に進む昨今において、家主の高齢化や家屋の老朽化・危険家屋の問題へも波及しており、喫緊の課題となっている。

また、住民組織で所有する街路灯については町内会の合併や廃止、会員の高齢化により維持・管理が困難になってきている。

さらに、高齢化により町内会館の維持・管理が困難等の理由で解体又は返還する住民組織が増えてきていることから、従来と変わらず地域住民が集えるようにコミュニティ施設を整備する必要がある。

(2) その対策

住民組織の自主活動の促進を図り、災害時における会館の確保、住民福祉の増進と連帯する地域づくりを進めるため、地域における住民組織の行政協力と街灯及び会館維持費の一部を助成するとともに、人口増加や地域の担い手確保を図るために、地域の市民活動団体の育成や支援を推進する。

管理が行き届いていない危険な家屋が増加していることから、市民の安全を守るため、所有者や相続人に対して、適正管理を行うよう文書送付などによる指導をするほか、緊急の場合は安全措置、倒壊の危険性が高い特定空家等に関しては代執行を実施する。

また、市内建設事業者により住宅改修を実施した施工主に改修費用の一部を助成する。

住民組織で所有する街路灯について、設置・修繕に係る費用を補助することで、会員の負担軽減、交通の安全及び保安を図る。

また、地域住民が集えるコミュニティ施設として、市内にコミュニティセンター5館を設置しているところであり、地域の連帯意識を醸成するうえで必要不可欠であるため、「留萌市コミュニティセンター整備計画」に基づき、計画的に整備を行う。

(3) 計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 集落整備			
		住民組織運営助成事業 住民組織の行政協力と街路灯及び会館 維持費並びに除雪費の一部を助成す る。	留萌市	
		住宅改修促進助成事業 住環境整備と市内建設産業振興と雇用 の安定を図るため、入居中の自己住宅 を登録施工業者で改修した経費に対し 助成を行う。	留萌市	
		空家等適正管理事業 管理が行き届いていない危険な家屋が 増加していることから、市民の安全を 守るため、所有者や相続人に対して、 適正管理を行うよう文書送付などによ る指導をするほか、緊急の場合は安全 措置、倒壊の危険性が高い特定空家等 に関しては代執行を実施する。	留萌市	
	町内会街路灯設置等事業 会員の負担軽減、交通の安全及び保安 を図るため、住民組織が管理する街路 灯の設置・修繕に係る費用に対して、 補助を行う。	留萌市		
	(3) その他			
		市民活動振興助成金 市民活動団体の育成、市民活動の普及 啓発を図るため、自主的・積極的な事 業に対して助成を行う。	民間	
	コミュニティセンターLED改修事業	留萌市		

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア. 芸術・文化

本市の芸術文化活動については、舞台鑑賞や映画鑑賞、演劇・美術・文学・舞踏などの創作活動、あるいは書道・華道・茶道などの伝統的文化活動、さらには軽音楽・吹奏楽・合唱・和太鼓などの音楽活動など多くの分野で活発に行われている。

これら多岐にわたる文化活動の裾野をさらに広げ、また、水準の向上へと繋げるためには、地域社会に根ざした文化的社会環境の整備に努めていく必要がある。

イ. 文化財

歴史や風土の中で先人たちが創造し、継承してきた文化遺産は、市民の貴重な財産であることから、これを保護し、次の世代に継承することは我々の責務である。

また、郷土意識の高揚を図り、文化遺産の持つ歴史的・風土的な意義を理解することは、地域風土に根ざした新たな文化を創造するためにも重要である。

本市には、古代遺跡のほか、ニシン漁を中心として栄えた国指定重要民俗文化財「留萌のニシン漁撈（旧佐賀家漁場）用具」や国指定史跡「旧 因 佐賀家漁場」など多くの文化遺産があり、その保存対策及び整備が急がれている。

このため、整備計画の策定に向け、整備の方針を固めるとともに、文化財に対する市民の保護意識を高めながら、市民との協働による文化財の保護対策を図る必要がある。

また、民俗文化として継承されている郷土芸能や伝統文化などについての理解を深め伝承するためには、学校教育や地域活動を通しての取り組みが重要であり、人材育成や地域風土に根ざした新たな文化の創造が期待されている。

(2) その対策

ア. 芸術・文化

市民活動による自主的な芸術文化活動を支援しながら、地域文化の振興を推進するとともに、地域に根ざした文化的社会環境の整備と醸成を図る。

イ. 文化財

- ① 国指定の重要有形民俗文化財「留萌のニシン漁撈（旧佐賀家漁場）用具」及び史跡「旧 因 佐賀家漁場」の保護を計画的に推進し、活用のための整備を図る。
- ② 文化財に対する正しい理解を深め、保護体制の強化・充実を図る。また、歴史・風土に根ざした伝統文化への理解を深めるための学習活動を推進し、郷土意識の高揚を図る。
- ③ 文化財保存保護の強化対策として、市文化財としての指定などを推進する。

(3) 計画

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振 興施設等 その他			
		旧佐賀家漁場管理事業	留萌市	
	(3) その他			
		芸術文化振興助成金 市民団体企画の舞台芸術事業に対す る助成	民間	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業を適切に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

本市は日本海に面し、風況が良く、再生可能な自然エネルギー資源に恵まれている地域である。この地域資源を活用した、風力発電などの再生可能エネルギーの推進や、エネルギー供給に合わせた電力需要の産業集積を図るためには、地域の実情に応じた送電網の電力基盤の増強が必要である。

本市の令和2年の平均気温は8.7℃となっており、ここ50年で1.4℃上昇している。このまま地球温暖化が進むと自然環境や生態系が変わるなど、私たちの暮らしにも大きな影響を与えることになる。

(2) その対策

気候変動の緩和については、温室効果ガス排出抑制に向けた取組として、市民、事業者、行政等が一体となって省エネルギーの取組を推進する。

また、各事業者の参入において、地域住民や関係団体、利害関係者への影響を十分に考慮し、適切な説明と対応を求めながら、電力の地産地消の導入促進を図れるよう再生可能エネルギーの様々な取組の支援を行うとともに、域内送電網や北本連系線等の増強、系統用蓄電池の導入促進を図る。

また、平成29年度に「クールチョイス宣言」を行い、地球温暖化防止対策に関する各種事業を実施していたところだが、令和5年度には「ゼロカーボンシティ宣言」、令和6年度には「デコ活宣言」を行ったことから、今後も引き続き温暖化対策の重要性について普及していく。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	海洋再生可能エネルギー発電等調査研究事業 海洋再生可能エネルギー資源の実態や利用の可能性について調査研究するため、視察の実施やセミナー等に参加する。	留萌市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア. 地域産業の活性化

本市の産業においては、「公務」が最も付加価値が高く、景気等の影響は少ない一方で、生産による付加価値が低いのが現状である。「かずのこ」を中心とした水産加工業を基幹産業としてきたが、消費者離れが進み、ピーク時の2割程度まで減少し、年々、生産量の減少を辿っている。漁業においては、「つくり育てる漁業」を中心に資源の増大や管理強化を進めているが、即効性のある事業ではないため、漁業生産高の目標には達せず反映されにくく、農業においても高齢化の進行により、米・麦・大豆を中心とした生産体系の導入など、構造転換が求められている。

起業・創業などとの連携を図った地域振興、また、農商工連携や6次産業化の推進による1次産業や加工・製造業の活性化、交流人口の拡大による観光振興など、官民が一体となって地域経済の活性化を図るための対策が必要である。

イ. 駅周辺地区の賑わい再生と都市機能集約

船場公園を含めた旧JR留萌駅周辺地区は、中心市街地や重要港湾留萌港に隣接しており、都市計画でも、“要”となる「賑わい復活ゾーン」として、ふれあい交流地区や広域交流拠点に位置付けられている。

旧JR留萌駅に隣接する船場公園は平成31年1月に地方創生や地域活性化の拠点の形成等を目指した「重点道の駅」として選定され、また、高規格道路深川留萌自動車道の全線開通により、道路アクセス環境の向上と、地域へのゲートウェイ機能として、令和2年7月に道の駅るもいを開業し、新たな交流拠点として人の流れに期待が高まっているところであるが、一方で令和5年3月のJR留萌本線（沼田－留萌間）の廃止により、旧JR留萌駅周辺地区の賑わい再生、公共交通の結節機能など駅周辺地区への機能集約とまちづくりについての検討が必要である。

ウ. 新たな地域戦略

人口減少、超少子高齢社会の到来により、マチの活力が徐々に失われつつあり、地方に住む子ども達が夢を抱いて打ち込めるスポーツ環境も、他地域への流出などにより、地元での競技人口を確保することが困難な状況となっている。市民が一体となり、子ども達の活動を後押しし、応援できる環境の構築により、まちの活力を醸成する新たな地域戦略が必要であり、将来地域へ回帰し貢献できる人材育成につなげることが重要である。

(2) その対策

ア. 地域産業の活性化

① 民間事業者が求めている様々な経済活動のニーズを捉え、「留萌市地元企業応援基本条例」に基づき、経済状況に対応した経営基盤の確立、新技術の導入による生産性の拡大や新製品開発、新規（異業種）分野への積極的な参入などの支援を行いながら、地域産業の活発化に向けた誘導施策の速やかな展開を図る。

② 地域の自然環境や風土を生かしたアウトドアを基軸に新たな観光誘客を図るため、域外大手企業との連携により地域の潜在的な可能性や道の駅を拠点とした観光振興について調査研究を行いながら、観光、交流人口の拡大による経済活性化を図る。

イ. 駅周辺地区の賑わい再生と都市機能集約

- ① 旧JR留萌駅周辺地区の環境・立地を活かしながら、コンパクトなまちづくりと賑わいの再生を目指し、庁舎機能、ホール機能などを有する新交流複合施設の整備を進め、利便性の高い都市機能の集積、快適な移動（公共交通）環境や交通結節機能等に向けて、官民連携により具体的な検討を進めていく。
- ② 隣接する道の駅もい（船場公園）を留萌管内の玄関口として、本市の地域資源を活用した魅力的なブランドを構築し、新たな集客機能と通年での観光利用や、情報発信する広域交流拠点を創出する。また、公園施設の活用と一体的に、子どもの遊び場づくりや、子育て世帯を支援する環境を整備し、若い世代や親子、家族をターゲットとした観光客等の受け入れ増加を推進する。

ウ. 新たな地域戦略

- ① スポーツを通じた域外企業との連携により、各スポーツにおいて地域で指導者として活躍する人材の招聘や連携を検討する企業の支援に向けた環境づくりを行う。
- ② スポーツ競技力の強化を図るため、人材受け入れにあたっては、指導者へのバックアップ体制、競技の練習環境の整備、強化に向けた遠征費支援、強豪校の合宿誘致等を支援する。
- ③ 越境学生の受け入れを促進するため、下宿や寮といった宿泊施設はもちろん、食事提供など、親御さんや生徒が安心して学校、部活動に集中できる環境整備を検討する。
- ④ 廃校等の利活用を図りながら、専属的な練習環境の確保に向けて支援する。

(3) 計画

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1) 中心市街地活性化			
		まちなか賑わい広場運営管理委託料	留萌市	
	(3) 駅周辺地区の賑わい再生と都市機能集約			
		新交流複合施設整備推進事業	留萌市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「留萌市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業を適切に実施する。

<参考>

事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業			
		新規就農者支援事業 新規就農者の初期投資軽減と経営安定化を目的に助成を行い、誘致促進・定着を図る。	留萌市	
		多面的機能支払交付事業 地域が一体となり農村地域が有する多面的機能を維持する取り組みへの支援。	留萌市	
		新規漁業就業者支援事業 新規漁業者の初期投資軽減と経営安定化を目的に助成を行い、誘致を促進する。	留萌市	
		水産振興センター事業 地区水産業振興のため、産学官連携や行政の専門職員による指導、資源増大事業、新たな養殖業への転換支援を行う体制を構築する。	留萌市	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通			
		生活路線バス輸送維持費補助金 地域公共交通としてのバス運行路線維持のため、関係町村と連携し、乗合バス事業者へ路線維持に係る補助金を交付する。	民間	
		生活路線バス購入費補助金 地域公共交通としてのバス運行路線維持のため、関係町村と連携し、乗合バス事業者へ車両購入費に係る補助金を交付する。	民間	
	J R 留萌線代替輸送事業 J R 留萌本線（留萌・石狩沼田間）の廃線に係り、地域住民の移動手段を確保するため代替交通を運行する。	留萌市 民間		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持 続的発展特別 事業 公共交通	高齢者市内バス無償化事業 高齢者の外出機会の創出やバス利用の 促進、バス事業者への支援を行うため、 高齢者が市内バス路線を利用する際の 運賃の無償化を実施。	留萌市	
		交通施設維 持	ロードヒーティング施設撤去事業 運転を停止しているロードヒーティ ング施設について、車両や歩行者に被害 を与える可能性があるため、撤去する。	留萌市
	5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持 続的発展特別 事業 その他	市営住宅改善事業 定期的な住宅調査及び維持により、入 居者の安全・安心な住環境を確保する ため、施設設備の整備を行う。	留萌市
公園施設・緑地施設等整備事業 公園・緑地施設（便益施設等）の経年 劣化による腐食箇所や老朽化した箇所 を補修し、安全な状態を確保する。			留萌市	
西ビル補修等事業 施設管理団体に対して、留萌十字街西 ビルの修繕費等を負担する。			民間	
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進			(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 児童福祉	乳児家庭全戸訪問・養育支援訪問事業 乳児のいる全家庭を訪問し、育児に関 する相談や情報提供などを行い、乳児 及びその保護者の心身の状況、養育環 境の把握を行う。養育支援が特に必要 な家庭に対して、養育に関する指導、 助言を行い、必要な支援を行う。
	保育士等加配補助事業 「保育士等加配」及び「障がい児専任 保育士等加配」を行う民間の保育所及 び幼稚園に対し、運営費の一部を補助 することにより、円滑な施設運営と児 童の健全育成を図る。	留萌市		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 児童福祉	子ども医療扶助費（拡大助成分） 子どもを産み育てやすい環境の整備と 子どもたちの健やかな成長に資するこ とを目的に、年度末で18歳以下の通 院・入院に係る医療費の自己負担分を 全額助成する。	留萌市	
		多子世帯保育料無償化補助金 仕事と子育ての両立支援及び多子世帯 の経済的負担軽減を図るため、保育料 の算定で第2子として取り扱う3歳児 未満の児童の保育所保育料を無償化す る。	留萌市	
		保育士確保対策事業 入学・就職準備金や保育料負担を免 除・軽減する補助を行い、保育環境の 充実を図る。	留萌市	
		家庭児童相談室運営事業 家庭における適正な児童養育その他家 庭、児童福祉の向上を図るため、相談業 務などを行う。	留萌市	
		母子保健事業 母性及び乳幼児の健康の保持増進を図 る。	留萌市	
	高齢者・障害 者福祉	一般介護予防事業 高齢者が要支援・要介護状態になら ないよう、様々な支援サービス・情報提 供を通じて、介護予防の普及・啓発を 行う。	留萌市	
		緊急通報システム事業 高齢者が安心して生活できるように、 緊急通報装置及び火災警報器の貸出を 行う。	留萌市	
		高齢者除雪サービス事業 一人暮らし等の高齢者に対し、生活通 路及び緊急時の安全確保、自宅前の通 路確保等の除雪を行う。	留萌市	
		身体障害者福祉事業 重度障害者に対し、ハイヤー運賃を助 成する。	留萌市	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 高齢者・障害 者福祉	障害者自立支援給付事業 居宅介護、同行援護、行動援護、療養 介護、生活介護、短期入所（シヨート ステイ）、施設入所支援、就労移行支援、 就労継続支援、自立訓練（生活訓練）、 宿泊型自立訓練、共同生活援助、計画 相談支援	留萌市	
		障害者自立支援医療給付事業 更生医療、育成医療、療養介護医療	留萌市	
		障害者補装具費支給費 補装具購入費、修理費の支給	留萌市	
		障害者地域生活支援事業 手話通訳、移動支援、日常生活用具給 付	留萌市	
	健康づくり	保健予防事業 結核予防及び法定伝染病等の予防接種 並びにエキノコックス症に係る対策経 費	留萌市	
		健康増進事業 成人・高齢者の健康管理及び、がん検 診等により、がんの早期発見・早期治 療を図る。	留萌市	
		心の健康啓発事業 自殺対策の強化を推進するために、自 殺予防の啓蒙啓発、市民に対して心の 健康についての理解を深めるための事 業展開を行う。	留萌市	
	その他	不妊治療費助成事業 少子化対策の一環として、不妊治療を 受けている者に対し、先進治療費の一 部を助成する。	留萌市	

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持 続的発展特別 事業 民間病院			
		看護師等修学資金貸付金 留萌市内の医療機関等に就職を希望する学生に対し、修学資金を貸し付けることにより、医療従事者の充足を図る。	留萌市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業 義務教育			
		G I G Aスクール支援委託料 市内小中学校に整備された児童生徒1人1台端末を有効活用するため、端末の利用サポートや、教員への操作習得講習や授業での後方支援、活用可能な教材の紹介や、問合せ対応など、学校授業での円滑な実施を支援する。	留萌市	
		教職員住宅解体事業 老朽化している教員住宅を計画的に解体し、地域の安心・安全の確保を図るとともに、解体後の跡地を有効活用し、地域の活性化に繋げる。	留萌市	
		旧学校施設解体事業 閉校後老朽化している学校施設を計画的に解体し、地域の安心・安全の確保を図るとともに、解体後の跡地を有効活用し、地域の活性化に繋げる。	留萌市	
		学習アシスタント配置事業 教育的支援が必要な通常学級の児童生徒及び特別支援学級の児童生徒が在籍する学校に学習支援員を配置し、学習効果を高めるための学習支援や学校における日常生活の支援を行う。	留萌市	
	屋外運動場整備事業 学校遊具は、子どもの身体能力の向上や集団行動によるコミュニケーション脳力、社会性の育成として重要な役割を果たすことから、老朽化した遊具を撤去し、授業に必要な遊具を整備する。	留萌市		

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 集落整備			
		住民組織運営助成事業 住民組織の行政協力と街路灯及び会館 維持費並びに除雪費の一部を助成す る。	留萌市	
		住宅改修促進助成事業 住環境整備と市内建設産業振興と雇用 の安定を図るため、入居中の自己住宅 を登録施工業者で改修した経費に対し 助成を行う。	留萌市	
		空家等適正管理事業 管理が行き届いていない危険な家屋が 増加していることから、市民の安全を 守るため、所有者や相続人に対して、 適正管理を行うよう文書送付などによ る指導をするほか、緊急の場合は安全 措置、倒壊の危険性が高い特定空家等 に関しては代執行を実施する。	留萌市	
		町内会街路灯設置等事業 会員の負担軽減、交通の安全及び保安 を図るため、住民組織が管理する街路 灯の設置・修繕に係る費用に対して、 補助を行う。	留萌市	
11 再生可能エ ネルギーの利 用の推進	(2) 過疎地域持 続的発展特別 事業 再生可能エ ネルギー利用			
		海洋再生可能エネルギー発電等調査研究 事業 海洋再生可能エネルギー資源の実態や 利用の可能性について調査研究するた め、視察の実施やセミナー等に参加す る。	留萌市	